

改正

平成15年7月18日
平成16年4月1日
平成20年4月1日
平成20年4月1日
平成21年4月1日
平成22年4月1日
平成22年9月29日
平成24年4月1日
平成25年4月1日
平成27年4月1日
平成28年4月1日
平成28年4月1日
平成28年6月1日
平成29年4月1日
平成30年4月1日
平成31年4月1日
令和2年4月1日第9138号
令和3年12月2日第9389号
令和4年4月18日第03—421号
令和5年4月4日第04—319号

関西医科大学大学院学則

第1章 総則

(設置)

第1条 関西医科大学（以下「本学」という。）に、関西医科大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。

(理念及び目標)

第2条 本大学院医学研究科修士課程は、医学部医学科以外の出身者を対象に、医学に関連する生命科学の基礎並びに先端医療に関する専門教育を行うことにより、それぞれの出身領域の知識を医療の場へと有機的に結びつけることのできる、これからの医学研究及び医療を支える人材を育成することを理念とし、次の各号に定める目標を掲げる。

- (1) 幅広い知識と技能の修得：医学部医学科以外の修了生を対象に、幅広い医学の基礎知識を基盤として、最先端の医学研究に触れることで、基礎的医学研究能力を養う。
- (2) 高度専門職業人の育成：豊かな人間性と広い学識を併せもち、今後の多様な医学及び医療関連分野で活躍できる高度専門職業人を育成する。
- (3) 社会貢献：自らの学修成果をもって、次世代の医学及び医療の発展に寄与するとともに、地域社会に貢献する人材を養成する。

2 本大学院医学研究科博士課程は、基礎医学、社会医学及び臨床医学系を融合した高度に専門的な研究分野において、医学に関する基礎生命科学の基礎理論並びに先端医療への応用を学習及び研究することにより、医学研究者として自立し国際的に研究活動を行うに必要な高度の研究能力と、指導的立場たるにふさわしい豊かな学識及び人間性を養うことを理念とし、次の各号に定める目標を掲げる。

- (1) 医学研究の推進：世界的研究拠点を形成して生命現象の真理を探究し、世界的水準となる医学研究成果を創出する。
- (2) 医学研究者の育成：国際的視野に立って独創的な研究活動を行い、後進を指導する能力及び豊かな人間性と広い学識を併せもつ優れた医学研究者を育成する。
- (3) 高度専門職医療人の育成：高度かつ専門的な医療知識及び技術を修得し、診療に根ざした臨床研究を展開する能力をもつ指導的医療人を育成する。
- (4) 社会貢献：基礎医学、社会医学及び臨床医学研究の成果を医療等に応用し、人類の健康増進と福祉向上に寄与するとともに、知的財産として活用し、以て一般社会に還元する。

3 本大学院看護学研究科博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を養うことを目的とする。

4 本大学院看護学研究科博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

5 本学生涯健康科学研究科は、こどもから高齢者まで生涯にわたる健康科学についての学識を教授し、リハビリテーションのみならず、保健・医療・福祉・教育分野に貢献する高度専門職業人及び研究者を育成することを目的とする。

(研究科及び課程)

第3条 本大学院に医学研究科、看護学研究科及び生涯健康科学研究科を置く。

2 医学研究科に修士課程及び博士課程を置く。

3 看護学研究科に博士課程を置く。ただし、博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程を修士課程として取り扱う。

4 生涯健康科学研究科に修士課程を置く。

(専攻)

第4条 医学研究科に次の各号に定める専攻を置く。

(1) 修士課程 医科学専攻

(2) 博士課程 医学専攻

2 看護学研究科に次の各号に定める専攻を置く。

(1) 看護学専攻

3 生涯健康科学研究科に次の各号に定める専攻を置く。

(1) 生涯健康科学専攻

(修業年限及び在学年限)

第5条 医学研究科修士課程、看護学研究科博士前期課程及び生涯健康科学研究科修士課程の修業年限は、2年を標準とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

2 医学研究科博士課程の修業年限は、4年を標準とする。ただし、8年を超えて在学することはできない。

3 看護学研究科博士後期課程の修業年限は、3年を標準とする。ただし、6年を超えて在学することはできない。

(収容定員)

第6条 医学研究科は、修士課程の入学定員を8名、収容定員を16名とし、博士課程の入学定員は50名、収容定員は200名とする。

2 看護学研究科は、博士前期課程の入学定員を20名、収容定員を40名とし、博士後期課程の入学定員を5名、収容定員を15名とする。

3 生涯健康科学研究科は、修士課程の入学定員を8名、収容定員を16名とする。

第2章 組織運営

(研究科長)

第7条 医学研究科に医学研究科長を置く。医学研究科長選考規程は別に定める。

2 看護学研究科に看護学研究科長を置く。看護学研究科長選考規程は別に定める。

3 生涯健康科学研究科に生涯健康科学研究科長を置く。生涯健康科学研究科長選考規程は別に定める。

4 医学研究科長、看護学研究科長及び生涯健康科学研究科長(以下「研究科長」という。)は、学長の命を受けて当該研究科に関する校務をつかさどる。

(教員組織)

第8条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本学所属の教授、准教授、講師及び助教をもって充てるものとする。

2 大学院教員は、医学研究科、看護学研究科又は生涯健康科学研究科における授業にあたる。

3 指導教員は、医学研究科、看護学研究科又は生涯健康科学研究科における研究指導にあたる。

4 大学院教員及び指導教員に関する資格要件は別に定める。

5 各研究分野に指導教授を置く。

6 指導教授に関する資格要件は別に定める。

7 各研究分野に教育若しくは研究上必要あるときは、客員教授に研究指導を委嘱することができる。

(研究科委員会)

第9条 医学研究科に医学研究科委員会、看護学研究科に看護学研究科委員会、生涯健康科学研究科に生涯健康科学研究科委員会を置き、大学院の指導教授をもって組織する。

2 医学研究科委員会、看護学研究科委員会及び生涯健康科学研究科委員会は、学長が招集、出席し、各研究科の研究科長が議長となる。

- 第10条 医学研究科委員会、看護学研究科委員会及び生涯健康科学研究科委員会は次の各号に定める事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学及び除籍に関する事項
 - (2) 学生の表彰及び補導厚生並びに懲戒に関する事項
 - (3) 試験に関する事項
 - (4) 学位論文審査に関する事項
 - (5) 教育課程に関する事項
 - (6) 前各号に定める事項のほか、学長の諮問する事項
- 第11条 医学研究科委員会、看護学研究科委員会及び生涯健康科学研究科委員会は前条に定めるもののほか、学長及び研究科長の求めに応じ、学長等がつかさどる校務に関する事項について審議または協議し、学長に意見を述べるものとする。
- 2 医学研究科委員会、看護学研究科委員会及び生涯健康科学研究科委員会運営の細目については、別に定める。
- (大学諮問会議)
- 第12条 本大学院の医学研究科、看護学研究科及び生涯健康科学研究科に共通する事項を審議または協議するために、大学諮問会議を置く。
- 2 大学諮問会議の組織、運営等に関する事項は別に定める。
- 第3章 教育方法等
- (教育方法)
- 第13条 本大学院の教育は、医学研究科、看護学研究科及び生涯健康科学研究科が定める所定の研究分野の授業並びに研究指導等によって行う。
- (授業科目及び履修方法)
- 第14条 医学研究科、看護学研究科及び生涯健康科学研究科の研究分野名は別表第1のとおりとする。
- 2 医学研究科及び生涯健康科学研究科においては、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の時間または時期において、授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 3 授業科目及び履修方法は別に定める。
- (履修科目の選定及び届出)
- 第15条 履修する研究分野別授業科目の選定は、指導教授の承認を受けた後、研究科長に届出るものとする。
- (他の研究分野の授業科目等の履修)
- 第16条 指導教授が研究指導上必要と認めるときは、他の研究分野の授業科目等を履修させ、これを所定の単位に充当することができる。
- (他大学の大学院等の授業科目の履修ならびに研究指導)
- 第17条 指導教授が教育上有益と認めるときは、他大学の大学院等の授業科目を履修させ、10単位を超えない範囲でこれを所定の単位に充当することができる。
- 2 前項のほか、教育上有益と認めるときは、他大学の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、その期限は1年以内とし、特に認められた場合に限り2年以内とする。なお、本学客員教授が在籍する他大学の大学院等において、同客員教授に研究指導を受けさせる場合は、その期限を定めない。
- 3 前2項の規定は、あらかじめ他の当該大学院等との間に受入れ及び研究指導を行うことなどについての必要な書類を提出し、当該研究科委員会の議を経て行うものとする。
- (外国留学)
- 第18条 外国の大学院等に留学して研究指導を受けることが、教育上有益と認められるときは、前条の規定を準用する。
- 2 外国の大学院等とは、外国の大学院または大学若しくは研究所とする。
- (長期にわたる教育課程の履修)
- 第19条 学生が職業を有している等の事情により、第5条に規定する標準修業年限を超えた一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修（以下「長期履修」という。）により修了することを希望する旨申し出たときは、長期履修コースとしてその計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項の履修に必要な事項は、別に定める。
- 第4章 試験、成績評価、課程の修了要件及び学位
- (試験及び成績評価)
- 第20条 研究分野の授業を受け、所定の科目を履修した者に対し、所定の期間内に試験（以下「科目試験」という。）を行う。ただし、平常の成績及びレポート等により、科目試験に代えることができる。

2 科目試験の実施方法等は、当該研究科委員会が定める。

3 授業科目の成績及び評価基準は別に定める。

(単位の認定)

第21条 前条第1項の科目試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 授業科目の単位は、別に定める。

(課程の修了要件)

第22条 医学研究科修士課程の修了要件は、原則として医学研究科に2年以上在籍し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

2 医学研究科博士課程の修了要件は、原則として医学研究科に4年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

3 前項に定める在学年限は、優れた研究業績をあげた者で、所定の要件を満たした場合は、3年以上とすることができる。

4 看護学研究科博士前期課程の修了要件は、原則として看護学研究科に2年以上在籍し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

5 看護学研究科博士後期課程の修了要件は、原則として看護学研究科に3年以上在籍し、所定の授業科目を18単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

6 生涯健康科学研究科修士課程の修了要件は、原則として生涯健康科学研究科に2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

(学位規程)

第23条 学位論文の審査及び試験の方法、その他学位に関する事項は別に定める関西医科大学学位規程(以下「学位規程」という。)による。

(学位の授与)

第24条 医学研究科修士課程を修了した者には、修士(医科学)の学位を授与する。

2 医学研究科博士課程を修了した者には、博士(医学)の学位を授与する。

3 看護学研究科博士前期課程を修了した者には、修士(看護学)の学位を授与する。

4 看護学研究科博士後期課程を修了した者には、博士(看護学)の学位を授与する。

5 生涯健康科学研究科修士課程を修了した者には、修士(健康科学)の学位を授与する。

第25条 医学研究科博士課程において、博士課程を経ない者または修了しない者についても、学位規程の定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格し、第22条第2項に定める大学院の博士課程を修了した者と同様以上の学力を有することを確認された場合は博士(医学)の学位を授与する。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第26条 学年は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。ただし、第39条に規定する外国人学生の一部の学生の学年は9月1日に始まり、翌年の8月31日に終わる。

2 大学院各研究科における学期は次の通りとする。

医学研究科においては

1 学期 4月1日から8月31日に至る。

2 学期 9月1日から12月31日に至る。

3 学期 翌年1月1日から3月31日に至る。

看護学研究科においては

1 学期 4月1日から8月31日に至る。

2 学期 9月1日から11月30日に至る。

3 学期 12月1日から翌年3月31日に至る。

生涯健康科学研究科においては

前期 4月1日から9月30日に至る。

後期 10月1日から翌年3月31日に至る。

第6章 入学、休学、退学等

(入学資格)

第27条 医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号に定めるいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（医学、歯学、修業年限6年の獣医学または薬学を履修する課程）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学または薬学）を修了した者。ただし、最終の課程が6年制である場合は、18年未満でも認める。
- (3) 防衛医科大学校を卒業した者
- (4) 大学院研究科修士課程を修了した者
- (5) 大学（医学、歯学、修業年限6年の獣医学または薬学を履修する課程を除く。）を卒業し、または外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により、大学の医学、歯学、修業年限6年の獣医学または薬学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (6) 前各号に定める者のほか、本大学院において、大学（医学、歯学、修業年限6年の獣医学または薬学を履修する課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- (7) 第2号及び第5号に定める外国においての学校教育は、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものを受けた外国の学校が授与し、かつ、第2号による者は最終の課程の修業年限が5年以上、第5号による者は最終の課程の修業年限が3年以上の課程を修了した者も含む。

2 医学研究科修士課程、看護学研究科博士前期課程及び生涯健康科学研究科に入学することができる者は、次の各号に定めるいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第1項の規定による学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育機関であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 第1号に定める大学に3年以上在学した者であって、所定の単位を優秀な成績で習得したと大学院が認めた者
- (8) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したと大学院が認めた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力がある認められたもので、22歳に達した者

3 看護学研究科博士後期課程に入学することができる者は、次の各号に定めるいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位または専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において外国の大学院の課程を有する者として当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣が指定した者
- (6) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められたもので、24歳に達した者

(入学志願の手続)

第28条 入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び別に定める入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学許可)

第29条 入学志願者に対しては、当該研究科委員会の定めるところにより、選考を経て、学長が入学を許可する。

(入学の時期)

第30条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学手続)

第31条 入学を許可された者は、学長の指定する期日までに保証人2人を定め、所定の誓約書及び住民票記載事項証明書またはこれに代る証明書を提出し、入学金を納入しなければならない。

(入学許可の取消)

第32条 入学を許可された者が、指定の期日までに前条の手続きをしないときは、入学許可を取消す。

(休学及び退学)

第33条 やむを得ない事由で3カ月以上修学を中止しようとする場合は、期間を定め、事由を証明する書類を添え、保証人連署で、休学を願い出なければならない。

2 休学期間は引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

3 休学期間は、医学研究科修士課程、看護学研究科博士前期課程及び生涯健康科学研究科においては通算2年、医学研究科博士課程においては通算4年、看護学研究科博士後期課程においては通算3年を超えることができない。

4 休学期間は、修業期間及び在学期間に算入しない。

5 本学が、疾病のため一定期間休養が必要であると認めた学生及び伝染性疾患のため他の学生に迷惑を及ぼすおそれがあると認めた学生に対しては、休学を命ずることができる。

6 休学期間内にその事由が終つたときは、復学を願い出て許可を得なければならない。

7 退学及び再入学については、本大学学則の定めるところによる。

(研究分野の変更等)

第34条 研究分野の変更または他大学の大学院から転学を志願する者があるときは、当該研究科長は当該研究科委員会の議を経て学長へ報告し、学長はこれを許可することができる。

2 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、当該研究科長は当該研究科委員会の議を経て学長に報告し、学長が行う。

第7章 賞罰及び除籍

(表彰)

第35条 品行方正、成績優秀な者かつ奇特の行為があつた者に対しては、これを表彰することができる。

(懲戒)

第36条 この学則その他諸規則に違反し、本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した行為を行った者に対しては、当該研究科長が当該研究科委員会の議を経て学長へ報告し、学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学若しくは退学とする。

3 前項の退学は、次の各号に定めるいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(除籍)

第37条 次の各号に定めるいずれかに該当する者は、当該研究科長が当該研究科委員会の議を経て学長へ報告し、学長が除籍する。

(1) 第5条に定める最長在学年数を超えた者

(2) 休学を許可された期間を超えてなお復学または退学しない者

(3) 正当な理由がなく授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 死亡または長期にわたり行方不明の者

第8章 授業料等

(授業料その他)

第38条 医学研究科修士課程及び博士課程の授業料その他は、別表第2のとおりとする。第19条に定める長期履修コースの授業料については、別に定める。

2 看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程の授業料その他は、別表第2のとおりとする。第19条に定める長期履修コースの授業料については、別に定める。

3 生涯健康科学研究科修士課程の授業料その他は、別表第2のとおりとする。第19条に定める長期履修コースの授業料については、別に定める。

第9章 外国人学生、社会人学生、特別研究学生、専攻生及び科目等履修生

(外国人学生)

第39条 外国の教育を受け、原則、入学時点の在留資格が「留学」となる者で、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人学生としての選考を経て、学長が入学を許可する。

2 前項に定める外国人学生のうち、国際大学院学生に関する規定は、別に定める。
(社会人学生)

第40条 病院、教育・研究機関、官公署、その他民間会社等に在籍している者、または入学時に就業が見込まれ大学院入学後もその身分を有する者で、本大学院に入学を志願する者があるときは、社会人学生としての選考を経て、学長が入学を許可する。

(学則の準用)

第41条 第39条第1項に定める外国人学生及び前条に定める社会人学生には、本学則を準用する。

2 第39条第2項に定める国際大学院学生には、別に定める外は本学則を準用する。
(特別研究学生)

第42条 他の大学の大学院の学生で、本大学院の研究分野別授業科目の履修または研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究学生として受入れることができる。

2 特別研究学生に関する規定は、別に定める外は本学則を適用する。

(専攻生)

第43条 本大学院において特殊の事項について研究しようとする者を専攻生として入学させることができる。

2 専攻生となり得る者は、医科大学または医学部(旧大学令による医科大学または大学の医学部を含む。)を卒業した者、またはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 専攻生に関する規定は、別に定める外は本学則を適用する。

(科目等履修生)

第44条 本大学院医学研究科、看護学研究科及び生涯健康科学研究科で、授業科目の履修を受けることを志願する者があるときは、科目等履修生としての選考を経て、研究科長が履修を許可する。

2 本大学院医学研究科、看護学研究科及び生涯健康科学研究科の科目等履修生に関する規定は、別に定める。

第10章 雑則

(学則の改正)

第45条 本学則の改正は、各研究科長が各研究科委員会の議を経て学長へ報告し、学長が決定した内容に基づいて、理事会が行う。

(その他)

第46条 本学則に定めるもののほか、必要な事項は本大学学則を準用する。

附 則

1 本学則に定めるものの外、大学院学生に関し必要な事項は、大学学則を準用する。

2 本学則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年4月1日)

本学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年11月16日)

本学則は、昭和50年11月16日から施行する。

附 則(昭和56年10月1日)

本学則は、昭和56年10月1日から施行する。ただし、施行日前に在籍する者については、第14条、第15条を除いて、なお従前の規定による。

附 則(昭和58年4月1日)

改正

令和4年4月18日第03—421号

本学則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第32条の改正規定の適用に当たっては、施行日前に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則(昭和62年3月1日)

本学則は、昭和62年3月1日から施行する。

附 則(昭和62年5月1日)

本学則は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則(平成元年4月1日)

改正

令和4年4月18日第03—421号

本学則は、昭和64年4月1日から施行する。ただし、第32条の改正規定の適用に当たっては、施行日前

に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則（平成元年4月1日）

改正

令和4年4月18日第03—421号

本学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第32条の改正規定の適用に当たっては、施行日前に入学の決定ある者の入学金については、なお従前の規定による。

附 則（平成3年10月1日）

本学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成3年7月1日）

本学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年10月1日）

本学則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成10年10月1日）

本学則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成10年10月1日）

本学則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日）

改正

令和4年4月18日第03—421号

本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第32条の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則（平成14年4月1日）

本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日）

本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

本学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定については、平成22年度から適用する。また、第17条3項の規定は、施行日前日に在籍するものについては、適用しない。

附 則（平成22年4月1日）

改正

令和4年4月18日第03—421号

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月29日）

改正

令和4年4月18日第03—421号

本学則は、平成22年9月29日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

改正

令和4年4月18日第03—421号

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

改正

令和4年4月18日第03—421号

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

改正

令和4年4月18日第03—421号

本学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条、第6条、第7条、第11条、第12条、第13条、第14条、第18条、第39条及び別表の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則（平成28年4月1日）

改正

令和4年4月18日第03—421号

本学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条、第6条、第7条、第12条、第13条、第14条、第15条、第19条、第32条及び別表の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則（平成28年6月1日）

改正

令和4年4月18日第03—421号

本学則は、平成28年6月1日から施行する。ただし、第17条、第38条の改正規定の適用に当たっては、施行日以前に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則（平成29年4月1日）

改正

令和4年4月18日第03—421号

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

改正

令和4年4月18日第03—421号

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

改正

令和4年4月18日第03—421号

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日第9138号）

改正

令和4年4月18日第03—421号

本学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月2日第9389号）

改正

令和4年4月18日第03—421号

本学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月18日第03—421号）

本学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月4日第04—319号）

本学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表

研究分野（講座、教室、部門、領域名）一覧

別表第1

研究分野（講座・領域名）一覧

医学研究科

専攻	研究分野名
医科学専攻 (修士課程)	先端医科学
	ゲノム医科学
	医用工学

専攻	研究分野名	講座名
医学専攻 (博士課程)	機能形態学・再生生物学	解剖学
	認知脳科学	生理学
	生体分子構造機能学	医化学
	分子薬理学・細胞外マトリックス医学	薬理学
	臨床病理学	病理学
	ウイルス腫瘍学	微生物学
	幹細胞再生医学	i P S・幹細胞再生医学
	イノベーション再生医学	i P S・幹細胞再生医学
	脳発生・形成学	i P S・幹細胞応用医学
	公衆衛生学・国際保健学	衛生・公衆衛生学
	分子細胞生物学	衛生・公衆衛生学
	疫学・予防医学	衛生・公衆衛生学
	法医学	法医学
	分子免疫学	附属生命医学研究所分子遺伝学部門
	細胞情報学	附属生命医学研究所生体情報部門
	実験動物医学	附属生命医学研究所モデル動物部門
	神経機能学	附属生命医学研究所神経機能部門
	ゲノム医学	附属生命医学研究所ゲノム解析部門
	ゲノム工学	附属生命医学研究所ゲノム編集部門
	がん生物学	附属生命医学研究所がん生物学部門
	光免疫治療学	附属光免疫医学研究所基盤開発部門
	血液・呼吸器・膠原病・感染症内科学	内科学第一
	循環器・腎・内分泌代謝内科学	内科学第二
	内分泌代謝病学	内科学第二
	臨床不整脈学	内科学第二
	消化器内科学	内科学第三
	呼吸器腫瘍内科学	呼吸器腫瘍内科学
	心身医学	心療内科学
	臨床神経学	神経内科学
	精神神経科学	精神神経科学
	発達小児科学	小児科学
	外科学	外科学
	肝臓外科学	外科学
	胆膵外科学	外科学
	乳腺外科学	外科学
	小児外科学	外科学
	心臓血管外科学	心臓血管外科学
	血管外科学	心臓血管外科学
	呼吸器外科学	呼吸器外科学
	脳神経病態治療学	脳神経外科学
	整形外科学	整形外科学
	リハビリテーション医学	リハビリテーション医学
	形成外科学	形成外科学
皮膚科学	皮膚科学	

腎泌尿器外科学	腎泌尿器外科学
眼視覚学	眼科学
耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学
放射線科学	放射線科学
産科学・婦人科学	産科学・婦人科学
麻酔科学	麻酔科学
麻酔薬理学	麻酔科学
救急・災害医学	救急医学
歯科口腔外科学	附属病院歯科・口腔外科・口腔ケアセンター
臨床検査医学	附属病院臨床検査医学センター
健康科学	附属病院健康科学センター
数理解析学	数学
細胞生物学	生物学
医学英語教育学	英語
医療情報学	大学情報センター
医療行動科学	心理学
医学教育学	教育センター

看護学研究科

専攻	研究分野名	領域名
看護学専攻 (博士前期課程)	基盤看護	基礎看護学
		看護学教育
		国際看護学
	広域看護	地域看護学
		在宅看護学
		精神看護学
	生涯発達看護	こども看護学
		母性看護学
		老年看護学
	治療看護	慢性疾患看護学
		がん看護学
		クリティカルケア看護学

専攻	研究分野名
看護学専攻 (博士後期課程)	基盤看護
	広域看護
	生涯発達看護
	治療看護

生涯健康科学研究科

専攻	研究分野名
生涯健康科学専攻 (修士課程)	生体機能解析学
	健康支援開発学
	こどもとおとなの神経科学
	こどもとおとなの生活科学

別表第2

医学研究科修士課程

名称	金額(年額)	前期	後期

入学金	200,000円	—	—
授業料	400,000円	200,000円	200,000円

医学研究科博士課程

名称	金額 (年額)	前期	後期
入学金	200,000円	—	—
授業料	500,000円	250,000円	250,000円

看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程

名称	金額 (年額)	前期	後期
入学金	200,000円	—	—
授業料	500,000円	250,000円	250,000円
施設拡充費	100,000円	50,000円	50,000円

生涯健康科学研究科修士課程

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金	200,000円	—	—
授業料	400,000円	200,000円	200,000円

（注）

前期納入期限 4月末日

後期納入期限 10月末日

変 更 の 事 由 書

1. 令和7年4月1日付で、本学に生涯健康科学研究科修士課程を開設することに伴い、大学院学則に既存の医学部研究科及び看護学研究科に加え、生涯健康科学研究科の設置他、当該研究科に則った条文を追加、変更する。

以上

関西医科大学大学院学則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○関西医科大学大学院学則</p> <p style="text-align: right;">昭和36年4月1日</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成15年7月18日</p> <p>平成16年4月1日</p> <p>平成20年4月1日</p> <p>平成20年4月1日</p> <p>平成21年4月1日</p> <p>平成22年4月1日</p> <p>平成22年9月29日</p> <p>平成24年4月1日</p> <p>平成25年4月1日</p> <p>平成27年4月1日</p> <p>平成28年4月1日</p> <p>平成28年4月1日</p> <p>平成28年6月1日</p> <p>平成29年4月1日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p>平成31年4月1日</p> <p>令和2年4月1日第9138号</p> <p>令和3年12月2日第9389号</p> <p>令和4年4月18日第03—421号</p>	<p>○関西医科大学大学院学則</p> <p style="text-align: right;">昭和36年4月1日</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成15年7月18日</p> <p>平成16年4月1日</p> <p>平成20年4月1日</p> <p>平成20年4月1日</p> <p>平成21年4月1日</p> <p>平成22年4月1日</p> <p>平成22年9月29日</p> <p>平成24年4月1日</p> <p>平成25年4月1日</p> <p>平成27年4月1日</p> <p>平成28年4月1日</p> <p>平成28年4月1日</p> <p>平成28年6月1日</p> <p>平成29年4月1日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p>平成31年4月1日</p> <p>令和2年4月1日第9138号</p> <p>令和3年12月2日第9389号</p> <p>令和4年4月18日第03—421号</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">令和 5 年 4 月 4 日 第 04—319 号</p> <p style="text-align: center;">関西医科大学大学院学則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 関西医科大学（以下「本学」という。）に、関西医科大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。</p> <p>(理念及び目標)</p> <p>第 2 条 本大学院医学研究科修士課程は、医学部医学科以外の出身为対象に、医学に関連する生命科学の基礎並びに先端医療に関する専門教育を行うことにより、それぞれの出身領域の知識を医療の場へと有機的に結びつけることのできる、これからの医学研究及び医療を支える人材を育成することを理念とし、次の各号に定める目標を掲げる。</p> <p>(1) 幅広い知識と技能の修得：医学部医学科以外の修了生を対象に、幅広い医学の基礎知識を基盤として、最先端の医学研究に触れることで、基礎的医学研究能力を養う。</p> <p>(2) 高度専門職業人の育成：豊かな人間性と広い学識を併せもち、今後の多様な医学及び医療関連分野で活躍できる高度専門職業人を育成する。</p> <p>(3) 社会貢献：自らの学修成果をもって、次世代の医学及び医療の発展に寄与するとともに、地域社会に貢献する人材を養成する。</p> <p>2 本大学院医学研究科博士課程は、基礎医学、社会医学及び臨床医学系を融合した高度に専門的な研究分野において、医学に関する</p>	<p style="text-align: center;">令和 5 年 4 月 4 日 第 04—319 号</p> <p style="text-align: center;">関西医科大学大学院学則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 関西医科大学（以下「本学」という。）に、関西医科大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。</p> <p>(理念及び目標)</p> <p>第 2 条 本大学院医学研究科修士課程は、医学部医学科以外の出身为対象に、医学に関連する生命科学の基礎並びに先端医療に関する専門教育を行うことにより、それぞれの出身領域の知識を医療の場へと有機的に結びつけることのできる、これからの医学研究及び医療を支える人材を育成することを理念とし、次の各号に定める目標を掲げる。</p> <p>(1) 幅広い知識と技能の修得：医学部医学科以外の修了生を対象に、幅広い医学の基礎知識を基盤として、最先端の医学研究に触れることで、基礎的医学研究能力を養う。</p> <p>(2) 高度専門職業人の育成：豊かな人間性と広い学識を併せもち、今後の多様な医学及び医療関連分野で活躍できる高度専門職業人を育成する。</p> <p>(3) 社会貢献：自らの学修成果をもって、次世代の医学及び医療の発展に寄与するとともに、地域社会に貢献する人材を養成する。</p> <p>2 本大学院医学研究科博士課程は、基礎医学、社会医学及び臨床医学系を融合した高度に専門的な研究分野において、医学に関する</p>

改正後	改正前
<p>る基礎生命科学の基礎理論並びに先端医療への応用を学習及び研究することにより、医学研究者として自立し国際的に研究活動を行うに必要な高度の研究能力と、指導的立場たるにふさわしい豊かな学識及び人間性を養うことを理念とし、次の各号に定める目標を掲げる。</p> <p>(1) 医学研究の推進：世界的研究拠点を形成して生命現象の真理を探究し、世界的水準となる医学研究成果を創出する。</p> <p>(2) 医学研究者の育成：国際的視野に立って独創的な研究活動を行い、後進を指導する能力及び豊かな人間性と広い学識を併せもつ優れた医学研究者を育成する。</p> <p>(3) 高度専門職医療人の育成：高度かつ専門的な医療知識及び技術を修得し、診療に根ざした臨床研究を展開する能力をもつ指導的医療人を育成する。</p> <p>(4) 社会貢献：基礎医学、社会医学及び臨床医学研究の成果を医療等に応用し、人類の健康増進と福祉向上に寄与するとともに、知的財産として活用し、以て一般社会に還元する。</p> <p>3 本大学院看護学研究科博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を養うことを目的とする。</p> <p>4 本大学院看護学研究科博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p>	<p>る基礎生命科学の基礎理論並びに先端医療への応用を学習及び研究することにより、医学研究者として自立し国際的に研究活動を行うに必要な高度の研究能力と、指導的立場たるにふさわしい豊かな学識及び人間性を養うことを理念とし、次の各号に定める目標を掲げる。</p> <p>(1) 医学研究の推進：世界的研究拠点を形成して生命現象の真理を探究し、世界的水準となる医学研究成果を創出する。</p> <p>(2) 医学研究者の育成：国際的視野に立って独創的な研究活動を行い、後進を指導する能力及び豊かな人間性と広い学識を併せもつ優れた医学研究者を育成する。</p> <p>(3) 高度専門職医療人の育成：高度かつ専門的な医療知識及び技術を修得し、診療に根ざした臨床研究を展開する能力をもつ指導的医療人を育成する。</p> <p>(4) 社会貢献：基礎医学、社会医学及び臨床医学研究の成果を医療等に応用し、人類の健康増進と福祉向上に寄与するとともに、知的財産として活用し、以て一般社会に還元する。</p> <p>3 本大学院看護学研究科博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を養うことを目的とする。</p> <p>4 本大学院看護学研究科博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p>

改正後	改正前
<p>5 本学生涯健康科学研究科は、こどもから高齢者まで生涯にわたる健康科学についての学識を教授し、リハビリテーションのみならず、保健・医療・福祉・教育分野に貢献する高度専門職業人及び研究者を育成することを目的とする。</p> <p>(研究科及び課程)</p> <p>第3条 本大学院に医学研究科、看護学研究科及び生涯健康科学研究科を置く。</p> <p>2 医学研究科に修士課程及び博士課程を置く。</p> <p>3 看護学研究科に博士課程を置く。ただし、博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程を修士課程として取り扱う。</p> <p>4 生涯健康科学研究科に修士課程を置く。</p> <p>(専攻)</p> <p>第4条 医学研究科に次の各号に定める専攻を置く。</p> <p>(1) 修士課程 医科学専攻</p> <p>(2) 博士課程 医学専攻</p> <p>2 看護学研究科に次の各号に定める専攻を置く。</p> <p>(1) 看護学専攻</p> <p>3 生涯健康科学研究科に次の各号に定める専攻を置く。</p> <p>(1) 生涯健康科学専攻</p> <p>(修業年限及び在学年限)</p> <p>第5条 医学研究科修士課程、看護学研究科博士前期課程及び生涯健康科学研究科修士課程の修業年限は、2年を標準とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。</p>	<p>(研究科及び課程)</p> <p>第3条 本大学院に医学研究科及び看護学研究科を置く。</p> <p>2 医学研究科に修士課程及び博士課程を置く。</p> <p>3 看護学研究科に博士課程を置く。ただし、博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程を修士課程として取り扱う。</p> <p>(専攻)</p> <p>第4条 医学研究科に次の各号に定める専攻を置く。</p> <p>(1) 修士課程 医科学専攻</p> <p>(2) 博士課程 医学専攻</p> <p>2 看護学研究科に次の各号に定める専攻を置く。</p> <p>(1) 看護学専攻</p> <p>(修業年限及び在学年限)</p> <p>第5条 医学研究科修士課程及び看護学研究科博士前期課程の修業年限は、2年を標準とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。</p>

改正後	改正前
<p>2 医学研究科博士課程の修業年限は、4年を標準とする。ただし、8年を超えて在学することはできない。</p> <p>3 看護学研究科博士後期課程の修業年限は、3年を標準とする。ただし、6年を超えて在学することはできない。</p> <p>(収容定員)</p> <p>第6条 医学研究科は、修士課程の入学定員を8名、収容定員を16名とし、博士課程の入学定員は50名、収容定員は200名とする。</p> <p>2 看護学研究科は、博士前期課程の入学定員を20名、収容定員を40名とし、博士後期課程の入学定員を5名、収容定員を15名とする。</p> <p>3 生涯健康科学研究科は、修士課程の入学定員を8名、収容定員を16名とする。</p> <p>第2章 組織運営</p> <p>(研究科長)</p> <p>第7条 医学研究科に医学研究科長を置く。医学研究科長選考規程は別に定める。</p> <p>2 看護学研究科に看護学研究科長を置く。看護学研究科長選考規程は別に定める。</p> <p>3 生涯健康科学研究科に生涯健康科学研究科長を置く。生涯健康科学研究科長選考規程は別に定める。</p> <p>3 医学研究科長、看護学研究科長及び生涯健康科学研究科長(以下「研究科長」という。)は、学長の命を受けて当該研究科に関する校務をつかさどる。</p> <p>(教員組織)</p>	<p>2 医学研究科博士課程の修業年限は、4年を標準とする。ただし、8年を超えて在学することはできない。</p> <p>3 看護学研究科博士後期課程の修業年限は、3年を標準とする。ただし、6年を超えて在学することはできない。</p> <p>(収容定員)</p> <p>第6条 医学研究科は、修士課程の入学定員を8名、収容定員を16名とし、博士課程の入学定員は50名、収容定員は200名とする。</p> <p>2 看護学研究科は、博士前期課程の入学定員を20名、収容定員を40名とし、博士後期課程の入学定員を5名、収容定員を15名とする。</p> <p>第2章 組織運営</p> <p>(研究科長)</p> <p>第7条 医学研究科に医学研究科長を置く。医学研究科長選考規程は別に定める。</p> <p>2 看護学研究科に看護学研究科長を置く。看護学研究科長選考規程は別に定める。</p> <p>3 医学研究科長及び看護学研究科長(以下「研究科長」という。)は、学長の命を受けて当該研究科に関する校務をつかさどる。</p> <p>(教員組織)</p>

改正後	改正前
<p>第8条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本学所属の教授、准教授、講師及び助教をもって充てるものとする。</p> <p>2 大学院教員は、医学研究科、看護学研究科又は生涯健康科学研究科における授業にあたる。</p> <p>3 指導教員は、医学研究科、看護学研究科又は生涯健康科学研究科における研究指導にあたる。</p> <p>4 大学院教員及び指導教員に関する資格要件は別に定める。</p> <p>5 各研究分野に指導教授を置く。</p> <p>6 指導教授に関する資格要件は別に定める。</p> <p>7 各研究分野に教育若しくは研究上必要あるときは、客員教授に研究指導を委嘱することができる。</p> <p>(研究科委員会)</p> <p>第9条 医学研究科に医学研究科委員会、看護学研究科に看護学研究科委員会、生涯健康科学研究科に生涯健康科学研究科委員会を置き、大学院の指導教授をもって組織する。</p> <p>2 医学研究科委員会、看護学研究科委員会及び生涯健康科学研究科委員会は、学長が招集、出席し、各研究科の研究科長が議長となる。</p> <p>第10条 医学研究科委員会、看護学研究科委員会及び生涯健康科学研究科委員会は次の各号に定める事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 学生の入学及び除籍に関する事項</p> <p>(2) 学生の表彰及び補導厚生並びに懲戒に関する事項</p> <p>(3) 試験に関する事項</p>	<p>第8条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本学所属の教授、准教授、講師及び助教をもって充てるものとする。</p> <p>2 大学院教員は、医学研究科又は看護学研究科における授業にあたる。</p> <p>3 指導教員は、医学研究科又は看護学研究科における研究指導にあたる。</p> <p>4 大学院教員及び指導教員に関する資格要件は別に定める。</p> <p>5 各研究分野に指導教授を置く。</p> <p>6 指導教授に関する資格要件は別に定める。</p> <p>7 各研究分野に教育若しくは研究上必要あるときは、客員教授に研究指導を委嘱することができる。</p> <p>(研究科委員会)</p> <p>第9条 医学研究科に医学研究科委員会、看護学研究科に看護学研究科委員会を置き、大学院の指導教授をもって組織する。</p> <p>2 医学研究科委員会及び看護学研究科委員会は、学長が招集、出席し、各研究科の研究科長が議長となる。</p> <p>第10条 医学研究科委員会及び看護学研究科委員会は次の各号に定める事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 学生の入学及び除籍に関する事項</p> <p>(2) 学生の表彰及び補導厚生並びに懲戒に関する事項</p> <p>(3) 試験に関する事項</p>

改正後	改正前
<p>(4) 学位論文審査に関する事項</p> <p>(5) 教育課程に関する事項</p> <p>(6) 前各号に定める事項のほか、学長の諮問する事項</p> <p>第11条 医学研究科委員会、看護学研究科委員会及び生涯健康科学研究科委員会は前条に定めるもののほか、学長及び研究科長の求めに応じ、学長等がつかさどる校務に関する事項について審議または協議し、学長に意見を述べるものとする。</p> <p>2 医学研究科委員会、看護学研究科委員会及び生涯健康科学研究科委員会運営の細目については、別に定める。</p> <p>(大学諮問会議)</p> <p>第12条 本大学院の医学研究科、看護学研究科及び生涯健康科学研究科に共通する事項を審議または協議するために、大学諮問会議を置く。</p> <p>2 大学諮問会議の組織、運営等に関する事項は別に定める。</p> <p>第3章 教育方法等</p> <p>(教育方法)</p> <p>第13条 本大学院の教育は、医学研究科、看護学研究科及び生涯健康科学研究科が定める所定の研究分野の授業並びに研究指導等によって行う。</p> <p>(授業科目及び履修方法)</p> <p>第14条 医学研究科、看護学研究科及び生涯健康科学研究科の研究分野名は別表第1のとおりとする。</p> <p>2 医学研究科及び生涯健康科学研究科においては、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条に定める教育方法の特例に</p>	<p>(4) 学位論文審査に関する事項</p> <p>(5) 教育課程に関する事項</p> <p>(6) 前各号に定める事項のほか、学長の諮問する事項</p> <p>第11条 医学研究科委員会及び看護学研究科委員会は前条に定めるもののほか、学長及び研究科長の求めに応じ、学長等がつかさどる校務に関する事項について審議または協議し、学長に意見を述べるものとする。</p> <p>2 医学研究科委員会及び看護学研究科委員会運営の細目については、別に定める。</p> <p>(大学諮問会議)</p> <p>第12条 本大学院の医学研究科及び看護学研究科に共通する事項を審議または協議するために、大学諮問会議を置く。</p> <p>2 大学諮問会議の組織、運営等に関する事項は別に定める。</p> <p>第3章 教育方法等</p> <p>(教育方法)</p> <p>第13条 本大学院の教育は、医学研究科及び看護学研究科が定める所定の研究分野の授業並びに研究指導等によって行う。</p> <p>(授業科目及び履修方法)</p> <p>第14条 医学研究科及び看護学研究科の研究分野名は別表第1のとおりとする。</p> <p>2 医学研究科においては、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の</p>

改正後	改正前
<p>より、夜間その他特定の時間または時期において、授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</p> <p>3 授業科目及び履修方法は別に定める。 (履修科目の選定及び届出)</p> <p>第15条 履修する研究分野別授業科目の選定は、指導教授の承認を受けた後、研究科長に届出るものとする。 (他の研究分野の授業科目等の履修)</p> <p>第16条 指導教授が研究指導上必要と認めるときは、他の研究分野の授業科目等を履修させ、これを所定の単位に充当することができる。 (他大学の大学院等の授業科目の履修ならびに研究指導)</p> <p>第17条 指導教授が教育上有益と認めるときは、他大学の大学院等の授業科目を履修させ、10単位を超えない範囲でこれを所定の単位に充当することができる。</p> <p>2 前項のほか、教育上有益と認めるときは、他大学の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、その期限は1年以内とし、特に認められた場合に限り2年以内とする。なお、本学客員教授が在籍する他大学の大学院等において、同客員教授に研究指導を受けさせる場合は、その期限を定めない。</p> <p>3 前2項の規定は、あらかじめ他の当該大学院等との間に受入れ及び研究指導を行うことなどについての必要な書類を提出し、当該研究科委員会の議を経て行うものとする。 (外国留学)</p> <p>第18条 外国の大学院等に留学して研究指導を受けることが、教育</p>	<p>時間または時期において、授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</p> <p>3 授業科目及び履修方法は別に定める。 (履修科目の選定及び届出)</p> <p>第15条 履修する研究分野別授業科目の選定は、指導教授の承認を受けた後、研究科長に届出るものとする。 (他の研究分野の授業科目等の履修)</p> <p>第16条 指導教授が研究指導上必要と認めるときは、他の研究分野の授業科目等を履修させ、これを所定の単位に充当することができる。 (他大学の大学院等の授業科目の履修ならびに研究指導)</p> <p>第17条 指導教授が教育上有益と認めるときは、他大学の大学院等の授業科目を履修させ、10単位を超えない範囲でこれを所定の単位に充当することができる。</p> <p>2 前項のほか、教育上有益と認めるときは、他大学の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、その期限は1年以内とし、特に認められた場合に限り2年以内とする。なお、本学客員教授が在籍する他大学の大学院等において、同客員教授に研究指導を受けさせる場合は、その期限を定めない。</p> <p>3 前2項の規定は、あらかじめ他の当該大学院等との間に受入れ及び研究指導を行うことなどについての必要な書類を提出し、当該研究科委員会の議を経て行うものとする。 (外国留学)</p> <p>第18条 外国の大学院等に留学して研究指導を受けることが、教育</p>

改正後	改正前
<p>上有益と認められるときは、前条の規定を準用する。</p> <p>2 外国の大学院等とは、外国の大学院または大学若しくは研究所とする。</p> <p>(長期にわたる教育課程の履修)</p> <p>第19条 学生が職業を有している等の事情により、第5条に規定する標準修業年限を超えた一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修(以下「長期履修」という。)により修了することを希望する旨申し出たときは、長期履修コースとしてその計画的な履修を認めることができる。</p> <p>2 前項の履修に必要な事項は、別に定める。</p> <p>第4章 試験、成績評価、課程の修了要件及び学位</p> <p>(試験及び成績評価)</p> <p>第20条 研究分野の授業を受け、所定の科目を履修した者に対し、所定の期間内に試験(以下「科目試験」という。)を行う。ただし、平常の成績及びレポート等により、科目試験に代えることができる。</p> <p>2 科目試験の実施方法等は、当該研究科委員会が定める。</p> <p>3 授業科目の成績及び評価基準は別に定める。</p> <p>(単位の認定)</p> <p>第21条 前条第1項の科目試験に合格した者には、所定の単位を与える。</p> <p>2 授業科目の単位は、別に定める。</p> <p>(課程の修了要件)</p> <p>第22条 医学研究科修士課程の修了要件は、原則として医学研究科</p>	<p>上有益と認められるときは、前条の規定を準用する。</p> <p>2 外国の大学院等とは、外国の大学院または大学若しくは研究所とする。</p> <p>(長期にわたる教育課程の履修)</p> <p>第19条 学生が職業を有している等の事情により、第5条に規定する標準修業年限を超えた一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修(以下「長期履修」という。)により修了することを希望する旨申し出たときは、長期履修コースとしてその計画的な履修を認めることができる。</p> <p>2 前項の履修に必要な事項は、別に定める。</p> <p>第4章 試験、成績評価、課程の修了要件及び学位</p> <p>(試験及び成績評価)</p> <p>第20条 研究分野の授業を受け、所定の科目を履修した者に対し、所定の期間内に試験(以下「科目試験」という。)を行う。ただし、平常の成績及びレポート等により、科目試験に代えることができる。</p> <p>2 科目試験の実施方法等は、当該研究科委員会が定める。</p> <p>3 授業科目の成績及び評価基準は別に定める。</p> <p>(単位の認定)</p> <p>第21条 前条第1項の科目試験に合格した者には、所定の単位を与える。</p> <p>2 授業科目の単位は、別に定める。</p> <p>(課程の修了要件)</p> <p>第22条 医学研究科修士課程の修了要件は、原則として医学研究科</p>

改正後	改正前
<p>に2年以上在籍し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。</p> <p>2 医学研究科博士課程の修了要件は、原則として医学研究科に4年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。</p> <p>3 前項に定める在学年限は、優れた研究業績をあげた者で、所定の要件を満たした場合は、3年以上とすることができる。</p> <p>4 看護学研究科博士前期課程の修了要件は、原則として看護学研究科に2年以上在籍し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。</p> <p>5 看護学研究科博士後期課程の修了要件は、原則として看護学研究科に3年以上在籍し、所定の授業科目を18単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。</p> <p>6 生涯健康科学研究科修士課程の修了要件は、原則として生涯健康科学研究科に2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。</p> <p>(学位規程)</p> <p>第23条 学位論文の審査及び試験の方法、その他学位に関する事項は別に定める関西医科大学学位規程(以下「学位規程」という。)</p>	<p>に2年以上在籍し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。</p> <p>2 医学研究科博士課程の修了要件は、原則として医学研究科に4年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。</p> <p>3 前項に定める在学年限は、優れた研究業績をあげた者で、所定の要件を満たした場合は、3年以上とすることができる。</p> <p>4 看護学研究科博士前期課程の修了要件は、原則として看護学研究科に2年以上在籍し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。</p> <p>5 看護学研究科博士後期課程の修了要件は、原則として看護学研究科に3年以上在籍し、所定の授業科目を18単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。</p> <p>(学位規程)</p> <p>第23条 学位論文の審査及び試験の方法、その他学位に関する事項は別に定める関西医科大学学位規程(以下「学位規程」という。)</p>

改正後	改正前
<p>による。</p> <p>(学位の授与)</p> <p>第24条 医学研究科修士課程を修了した者には、修士(医科学)の学位を授与する。</p> <p>2 医学研究科博士課程を修了した者には、博士(医学)の学位を授与する。</p> <p>3 看護学研究科博士前期課程を修了した者には、修士(看護学)の学位を授与する。</p> <p>4 看護学研究科博士後期課程を修了した者には、博士(看護学)の学位を授与する。</p> <p>5 生涯健康科学研究科修士課程を修了した者には、修士(健康科学)の学位を授与する。</p> <p>第25条 医学研究科博士課程において、博士課程を経ない者または修了しない者についても、学位規程の定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格し、第22条第2項に定める大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は博士(医学)の学位を授与する。</p> <p>第5章 学年、学期及び休業日</p> <p>(学年、学期及び休業日)</p> <p>第26条 学年は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。ただし、第39条に規定する外国人学生の一部の学生の学年は9月1日に始まり、翌年の8月31日に終わる。</p> <p>2 大学院各研究科における学期は次の通りとする。</p> <p>医学研究科においては</p>	<p>による。</p> <p>(学位の授与)</p> <p>第24条 医学研究科修士課程を修了した者には、修士(医科学)の学位を授与する。</p> <p>2 医学研究科博士課程を修了した者には、博士(医学)の学位を授与する。</p> <p>3 看護学研究科博士前期課程を修了した者には、修士(看護学)の学位を授与する。</p> <p>4 看護学研究科博士後期課程を修了した者には、博士(看護学)の学位を授与する。</p> <p>第25条 医学研究科博士課程において、博士課程を経ない者または修了しない者についても、学位規程の定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格し、第22条第2項に定める大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は博士(医学)の学位を授与する。</p> <p>第5章 学年、学期及び休業日</p> <p>(学年、学期及び休業日)</p> <p>第26条 学年は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。ただし、第39条に規定する外国人学生の一部の学生の学年は9月1日に始まり、翌年の8月31日に終わる。</p> <p>2 学期及び休業日については、本大学学則の定めるところによる。</p>

改正後	改正前
<p>1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日に至る。</p> <p>2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日に至る。</p> <p>3 学期 翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日に至る。</p> <p>看護学研究科においては</p> <p>1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日に至る。</p> <p>2 学期 9 月 1 日から 11 月 30 日に至る。</p> <p>3 学期 12 月 1 日から 翌年 3 月 31 日に至る。</p> <p>生涯健康科学研究科においては</p> <p>前期 4 月 1 日から 9 月 30 日に至る。</p> <p>後期 10 月 1 日から 翌年 3 月 31 日に至る。</p> <p>第 6 章 入学、休学、退学等 (入学資格)</p> <p>第 27 条 医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号に定めるいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 大学(医学、歯学、修業年限 6 年の獣医学または薬学を履修する課程)を卒業した者</p> <p>(2) 外国において、学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学または薬学)を修了した者。ただし、最終の課程が 6 年制である場合は、18 年未満でも認める。</p> <p>(3) 防衛医科大学校を卒業した者</p> <p>(4) 大学院研究科修士課程を修了した者</p> <p>(5) 大学(医学、歯学、修業年限 6 年の獣医学または薬学を履修する課程を除く。)を卒業し、または外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において 2 年以</p>	<p>第 6 章 入学、休学、退学等 (入学資格)</p> <p>第 27 条 医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号に定めるいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 大学(医学、歯学、修業年限 6 年の獣医学または薬学を履修する課程)を卒業した者</p> <p>(2) 外国において、学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学または薬学)を修了した者。ただし、最終の課程が 6 年制である場合は、18 年未満でも認める。</p> <p>(3) 防衛医科大学校を卒業した者</p> <p>(4) 大学院研究科修士課程を修了した者</p> <p>(5) 大学(医学、歯学、修業年限 6 年の獣医学または薬学を履修する課程を除く。)を卒業し、または外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において 2 年以</p>

改正後	改正前
<p>上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により、大学の医学、歯学、修業年限6年の獣医学または薬学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者</p> <p>(6) 前各号に定める者のほか、本大学院において、大学（医学、歯学、修業年限6年の獣医学または薬学を履修する課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者</p> <p>(7) 第2号及び第5号に定める外国においての学校教育は、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものを受けた外国の学校が授与し、かつ、第2号による者は最終の課程の修業年限が5年以上、第5号による者は最終の課程の修業年限が3年以上の課程を修了した者も含む。</p> <p>2 医学研究科修士課程、看護学研究科博士前期課程及び生涯健康科学研究科に入学することができる者は、次の各号に定めるいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者</p> <p>(2) 学校教育法第104条第1項の規定による学士の学位を授与された者</p> <p>(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(5) 我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国</p>	<p>上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により、大学の医学、歯学、修業年限6年の獣医学または薬学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者</p> <p>(6) 前各号に定める者のほか、本大学院において、大学（医学、歯学、修業年限6年の獣医学または薬学を履修する課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者</p> <p>(7) 第2号及び第5号に定める外国においての学校教育は、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものを受けた外国の学校が授与し、かつ、第2号による者は最終の課程の修業年限が5年以上、第5号による者は最終の課程の修業年限が3年以上の課程を修了した者も含む。</p> <p>2 医学研究科修士課程及び看護学研究科博士前期課程に入学することができる者は、次の各号に定めるいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者</p> <p>(2) 学校教育法第104条第1項の規定による学士の学位を授与された者</p> <p>(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(5) 我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国</p>

改正後	改正前
<p>の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育機関であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者</p> <p>(6) 文部科学大臣が指定した者</p> <p>(7) 第1号に定める大学に3年以上在学した者であって、所定の単位を優秀な成績で習得したと大学院が認めた者</p> <p>(8) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したと大学院が認めた者</p> <p>(9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力がある認めたもので、22歳に達した者</p> <p>3 看護学研究科博士後期課程に入学することができる者は、次の各号に定めるいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 修士の学位または専門職学位を有する者</p> <p>(2) 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(4) 我が国において外国の大学院の課程を有する者として当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士または専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(5) 文部科学大臣が指定した者</p> <p>(6) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位</p>	<p>の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育機関であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者</p> <p>(6) 文部科学大臣が指定した者</p> <p>(7) 第1号に定める大学に3年以上在学した者であって、所定の単位を優秀な成績で習得したと大学院が認めた者</p> <p>(8) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したと大学院が認めた者</p> <p>(9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力がある認めたもので、22歳に達した者</p> <p>3 看護学研究科博士後期課程に入学することができる者は、次の各号に定めるいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 修士の学位または専門職学位を有する者</p> <p>(2) 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(4) 我が国において外国の大学院の課程を有する者として当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士または専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(5) 文部科学大臣が指定した者</p> <p>(6) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位</p>

改正後	改正前
<p>を有する者と同等以上の学力があると認めたもので、24歳に達した者</p> <p>(入学志願の手続)</p>	<p>を有する者と同等以上の学力があると認めたもので、24歳に達した者</p> <p>(入学志願の手続)</p>
<p>第28条 入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び別に定める入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。</p>	<p>第28条 入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び別に定める入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。</p>
<p>(入学許可)</p> <p>第29条 入学志願者に対しては、当該研究科委員会の定めるところにより、選考を経て、学長が入学を許可する。</p>	<p>(入学許可)</p> <p>第29条 入学志願者に対しては、当該研究科委員会の定めるところにより、選考を経て、学長が入学を許可する。</p>
<p>(入学の時期)</p> <p>第30条 入学の時期は、学年の始めとする。</p>	<p>(入学の時期)</p> <p>第30条 入学の時期は、学年の始めとする。</p>
<p>(入学手続)</p> <p>第31条 入学を許可された者は、学長の指定する期日までに保証人2人を定め、所定の誓約書及び住民票記載事項証明書またはこれに代る証明書を提出し、入学金を納入しなければならない。</p>	<p>(入学手続)</p> <p>第31条 入学を許可された者は、学長の指定する期日までに保証人2人を定め、所定の誓約書及び住民票記載事項証明書またはこれに代る証明書を提出し、入学金を納入しなければならない。</p>
<p>(入学許可の取消)</p>	<p>(入学許可の取消)</p>
<p>第32条 入学を許可された者が、指定の期日までに前条の手続きをしないときは、入学許可を取消す。</p>	<p>第32条 入学を許可された者が、指定の期日までに前条の手続きをしないときは、入学許可を取消す。</p>
<p>(休学及び退学)</p>	<p>(休学及び退学)</p>
<p>第33条 やむを得ない事由で3カ月以上修学を中止しようとする場合は、期間を定め、事由を証明する書類を添え、保証人連署で、休学を願い出なければならない。</p>	<p>第33条 やむを得ない事由で3カ月以上修学を中止しようとする場合は、期間を定め、事由を証明する書類を添え、保証人連署で、休学を願い出なければならない。</p>
<p>2 休学期間は引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度としてその期間を延長するこ</p>	<p>2 休学期間は引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度としてその期間を延長するこ</p>

改正後	改正前
<p>とができる。</p> <p>3 休学期間は、医学研究科修士課程、看護学研究科博士前期課程及び生涯健康科学研究科においては通算2年、医学研究科博士課程においては通算4年、看護学研究科博士後期課程においては通算3年を超えることができない。</p> <p>4 休学期間は、修業期間及び在学期間に算入しない。</p> <p>5 本学が、疾病のため一定期間休養が必要であると認めた学生及び伝染性疾患のため他の学生に迷惑を及ぼすおそれがあると認めた学生に対しては、休学を命ずることができる。</p> <p>6 休学期間内にその事由が終ったときは、復学を願い出て許可を得なければならない。</p> <p>7 退学及び再入学については、本大学学則の定めるところによる。 (研究分野の変更等)</p> <p>第34条 研究分野の変更または他大学の大学院から転学を志願する者があるときは、当該研究科長は当該研究科委員会の議を経て学長へ報告し、学長はこれを許可することができる。</p> <p>2 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、当該研究科長は当該研究科委員会の議を経て学長に報告し、学長が行う。</p> <p>第7章 賞罰及び除籍 (表彰)</p> <p>第35条 品行方正、成績優秀な者かつ奇特の行為があった者に対しては、これを表彰することができる。 (懲戒)</p>	<p>とができる。</p> <p>3 休学期間は、医学研究科修士課程及び看護学研究科博士前期課程においては通算2年、医学研究科博士課程においては通算4年、看護学研究科博士後期課程においては通算3年を超えることができない。</p> <p>4 休学期間は、修業期間及び在学期間に算入しない。</p> <p>5 本学が、疾病のため一定期間休養が必要であると認めた学生及び伝染性疾患のため他の学生に迷惑を及ぼすおそれがあると認めた学生に対しては、休学を命ずることができる。</p> <p>6 休学期間内にその事由が終ったときは、復学を願い出て許可を得なければならない。</p> <p>7 退学及び再入学については、本大学学則の定めるところによる。 (研究分野の変更等)</p> <p>第34条 研究分野の変更または他大学の大学院から転学を志願する者があるときは、当該研究科長は当該研究科委員会の議を経て学長へ報告し、学長はこれを許可することができる。</p> <p>2 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、当該研究科長は当該研究科委員会の議を経て学長に報告し、学長が行う。</p> <p>第7章 賞罰及び除籍 (表彰)</p> <p>第35条 品行方正、成績優秀な者かつ奇特の行為があった者に対しては、これを表彰することができる。 (懲戒)</p>

改正後	改正前
<p>第36条 この学則その他諸規則に違反し、本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した行為を行った者に対しては、当該研究科長が当該研究科委員会の議を経て学長へ報告し、学長がこれを懲戒する。</p> <p>2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学若しくは退学とする。</p> <p>3 前項の退学は、次の各号に定めるいずれかに該当する者に対して行う。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者</p> <p>(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者</p> <p>(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者</p> <p>(除籍)</p>	<p>第36条 この学則その他諸規則に違反し、本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した行為を行った者に対しては、当該研究科長が当該研究科委員会の議を経て学長へ報告し、学長がこれを懲戒する。</p> <p>2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学若しくは退学とする。</p> <p>3 前項の退学は、次の各号に定めるいずれかに該当する者に対して行う。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者</p> <p>(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者</p> <p>(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者</p> <p>(除籍)</p>
<p>第37条 次の各号に定めるいずれかに該当する者は、当該研究科長が当該研究科委員会の議を経て学長へ報告し、学長が除籍する。</p> <p>(1) 第5条に定める最長在学年数を越えた者</p> <p>(2) 休学を許可された期間を超えてなお復学または退学しない者</p> <p>(3) 正当な理由がなく授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者</p> <p>(4) 死亡または長期にわたり行方不明の者</p> <p>第8章 授業料等</p> <p>(授業料その他)</p>	<p>第37条 次の各号に定めるいずれかに該当する者は、当該研究科長が当該研究科委員会の議を経て学長へ報告し、学長が除籍する。</p> <p>(1) 第5条に定める最長在学年数を越えた者</p> <p>(2) 休学を許可された期間を超えてなお復学または退学しない者</p> <p>(3) 正当な理由がなく授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者</p> <p>(4) 死亡または長期にわたり行方不明の者</p> <p>第8章 授業料等</p> <p>(授業料その他)</p>
<p>第38条 医学研究科修士課程及び博士課程の授業料その他は、別表第2のとおりとする。第19条に定める長期履修コースの授業料に</p>	<p>第38条 医学研究科修士課程及び博士課程の授業料その他は、別表第2のとおりとする。第19条に定める長期履修コースの授業料に</p>

改正後	改正前
<p>ついては、別に定める。</p> <p>2 看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程の授業料その他は、別表第2のとおりとする。第19条に定める長期履修コースの授業料については、別に定める。</p> <p>3 生涯健康科学研究科修士課程の授業料その他は、別表第2のとおりとする。第19条に定める長期履修コースの授業料については、別に定める。</p> <p>第9章 外国人学生、社会人学生、特別研究学生、専攻生及び科目等履修生</p> <p>(外国人学生)</p> <p>第39条 外国の教育を受け、原則、入学時点の在留資格が「留学」となる者で、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人学生としての選考を経て、学長が入学を許可する。</p> <p>2 前項に定める外国人学生のうち、国際大学院学生に関する規定は、別に定める。</p> <p>(社会人学生)</p> <p>第40条 病院、教育・研究機関、官公署、その他民間会社等に在籍している者、または入学時に就業が見込まれ大学院入学後もその身分を有する者で、本大学院に入学を志願する者があるときは、社会人学生としての選考を経て、学長が入学を許可する。</p> <p>(学則の準用)</p> <p>第41条 第39条第1項に定める外国人学生及び前条に定める社会人学生には、本学則を準用する。</p> <p>2 第39条第2項に定める国際大学院学生には、別に定める外は本</p>	<p>ついては、別に定める。</p> <p>2 看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程の授業料その他は、別表第2のとおりとする。第19条に定める長期履修コースの授業料については、別に定める。</p> <p>第9章 外国人学生、社会人学生、特別研究学生、専攻生及び科目等履修生</p> <p>(外国人学生)</p> <p>第39条 外国の教育を受け、原則、入学時点の在留資格が「留学」となる者で、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人学生としての選考を経て、学長が入学を許可する。</p> <p>2 前項に定める外国人学生のうち、国際大学院学生に関する規定は、別に定める。</p> <p>(社会人学生)</p> <p>第40条 病院、教育・研究機関、官公署、その他民間会社等に在籍している者、または入学時に就業が見込まれ大学院入学後もその身分を有する者で、本大学院に入学を志願する者があるときは、社会人学生としての選考を経て、学長が入学を許可する。</p> <p>(学則の準用)</p> <p>第41条 第39条第1項に定める外国人学生及び前条に定める社会人学生には、本学則を準用する。</p> <p>2 第39条第2項に定める国際大学院学生には、別に定める外は本</p>

改正後	改正前
<p>学則を準用する。 (特別研究学生)</p> <p>第42条 他の大学の大学院の学生で、本大学院の研究分野別授業科目の履修または研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究学生として受入れることができる。</p> <p>2 特別研究学生に関する規定は、別に定める外は本学則を適用する。 (専攻生)</p> <p>第43条 本大学院において特殊の事項について研究しようとする者を専攻生として入学させることができる。</p> <p>2 専攻生となり得る者は、医科大学または医学部（旧大学令による医科大学または大学の医学部を含む。）を卒業した者、またはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。</p> <p>3 専攻生に関する規定は、別に定める外は本学則を適用する。 (科目等履修生)</p> <p>第44条 本大学院医学研究科、看護学研究科及び生涯健康科学研究科で、授業科目の履修を受けることを志願する者があるときは、科目等履修生としての選考を経て、研究科長が履修を許可する。</p> <p>2 本大学院医学研究科、看護学研究科及び生涯健康科学研究科の科目等履修生に関する規定は、別に定める。</p> <p>第10章 雑則 (学則の改正)</p> <p>第45条 本学則の改正は、各研究科長が各研究科委員会の議を経て</p>	<p>学則を準用する。 (特別研究学生)</p> <p>第42条 他の大学の大学院の学生で、本大学院の研究分野別授業科目の履修または研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究学生として受入れることができる。</p> <p>2 特別研究学生に関する規定は、別に定める外は本学則を適用する。 (専攻生)</p> <p>第43条 本大学院において特殊の事項について研究しようとする者を専攻生として入学させることができる。</p> <p>2 専攻生となり得る者は、医科大学または医学部（旧大学令による医科大学または大学の医学部を含む。）を卒業した者、またはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。</p> <p>3 専攻生に関する規定は、別に定める外は本学則を適用する。 (科目等履修生)</p> <p>第44条 本大学院医学研究科及び看護学研究科で、授業科目の履修を受けることを志願する者があるときは、科目等履修生としての選考を経て、研究科長が履修を許可する。</p> <p>2 本大学院医学研究科及び看護学研究科の科目等履修生に関する規定は、別に定める。</p> <p>第10章 雑則 (学則の改正)</p> <p>第45条 本学則の改正は、各研究科長が各研究科委員会の議を経て</p>

改正後	改正前
<p>学長へ報告し、学長が決定した内容に基づいて、理事会が行う。 （その他）</p> <p>第46条 本学則に定めるもののほか、必要な事項は本大学学則を準用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 本学則に定めるものの外、大学院学生に関し必要な事項は、大学学則を準用する。</p> <p>2 本学則は、昭和36年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和44年4月1日）</p> <p>本学則は、昭和44年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和50年11月16日）</p> <p>本学則は、昭和50年11月16日から施行する。</p> <p>附 則（昭和56年10月1日）</p> <p>本学則は、昭和56年10月1日から施行する。ただし、施行日前に在籍する者については、第14条、第15条を除いて、なお従前の規定による。</p> <p>附 則（昭和58年4月1日）</p> <p>改正</p> <p>令和4年4月18日第03—421号</p> <p>本学則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第32条の改正規定の適用に当たっては、施行日前に在籍する者については、なお従前の規定による。</p> <p>附 則（昭和62年3月1日）</p> <p>本学則は、昭和62年3月1日から施行する。</p>	<p>学長へ報告し、学長が決定した内容に基づいて、理事会が行う。 （その他）</p> <p>第46条 本学則に定めるもののほか、必要な事項は本大学学則を準用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 本学則に定めるものの外、大学院学生に関し必要な事項は、大学学則を準用する。</p> <p>2 本学則は、昭和36年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和44年4月1日）</p> <p>本学則は、昭和44年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和50年11月16日）</p> <p>本学則は、昭和50年11月16日から施行する。</p> <p>附 則（昭和56年10月1日）</p> <p>本学則は、昭和56年10月1日から施行する。ただし、施行日前に在籍する者については、第14条、第15条を除いて、なお従前の規定による。</p> <p>附 則（昭和58年4月1日）</p> <p>改正</p> <p>令和4年4月18日第03—421号</p> <p>本学則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第32条の改正規定の適用に当たっては、施行日前に在籍する者については、なお従前の規定による。</p> <p>附 則（昭和62年3月1日）</p> <p>本学則は、昭和62年3月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（昭和62年5月1日） 本学則は、昭和62年5月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成元年4月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号</p> <p>本学則は、昭和64年4月1日から施行する。ただし、第32条の改正規定の適用に当たっては、施行日前に在籍する者については、なお従前の規定による。</p> <p>附 則（平成元年4月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号</p> <p>本学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第32条の改正規定の適用に当たっては、施行日前に入学の決定ある者の入学金については、なお従前の規定による。</p> <p>附 則（平成3年10月1日） 本学則は、平成3年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成3年7月1日） 本学則は、平成3年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年4月1日） 本学則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成8年4月1日） 本学則は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成9年10月1日） 本学則は、平成9年10月1日から施行する。</p>	<p>附 則（昭和62年5月1日） 本学則は、昭和62年5月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成元年4月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号</p> <p>本学則は、昭和64年4月1日から施行する。ただし、第32条の改正規定の適用に当たっては、施行日前に在籍する者については、なお従前の規定による。</p> <p>附 則（平成元年4月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号</p> <p>本学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第32条の改正規定の適用に当たっては、施行日前に入学の決定ある者の入学金については、なお従前の規定による。</p> <p>附 則（平成3年10月1日） 本学則は、平成3年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成3年7月1日） 本学則は、平成3年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年4月1日） 本学則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成8年4月1日） 本学則は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成9年10月1日） 本学則は、平成9年10月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（平成10年10月1日） 本学則は、平成10年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成10年10月1日） 本学則は、平成10年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年4月1日） 本学則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年4月1日） 本学則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年4月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号 本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第32条の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。</p> <p>附 則（平成14年4月1日） 本学則は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年4月1日） 本学則は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年4月1日） 本学則は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年4月1日） 本学則は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年4月1日） 本学則は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成10年10月1日） 本学則は、平成10年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成10年10月1日） 本学則は、平成10年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年4月1日） 本学則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年4月1日） 本学則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年4月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号 本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第32条の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。</p> <p>附 則（平成14年4月1日） 本学則は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年4月1日） 本学則は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年4月1日） 本学則は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年4月1日） 本学則は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年4月1日） 本学則は、平成20年4月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（平成20年4月1日） 本学則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年4月1日） 本学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定については、平成22年度から適用する。また、第17条3項の規定は、施行日前日に在籍するものについては、適用しない。</p> <p>附 則（平成22年4月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号 本学則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年9月29日） 改正 令和4年4月18日第03—421号 本学則は、平成22年9月29日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年4月1日） 本学則は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年4月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号 本学則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年4月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号 本学則は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成20年4月1日） 本学則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年4月1日） 本学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定については、平成22年度から適用する。また、第17条3項の規定は、施行日前日に在籍するものについては、適用しない。</p> <p>附 則（平成22年4月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号 本学則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年9月29日） 改正 令和4年4月18日第03—421号 本学則は、平成22年9月29日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年4月1日） 本学則は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年4月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号 本学則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年4月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号 本学則は、平成27年4月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（平成28年4月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号</p> <p>本学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条、第6条、第7条、第11条、第12条、第13条、第14条、第18条、第39条及び別表の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。</p>	<p>附 則（平成28年4月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号</p> <p>本学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条、第6条、第7条、第11条、第12条、第13条、第14条、第18条、第39条及び別表の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。</p>
<p>附 則（平成28年4月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号</p> <p>本学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条、第6条、第7条、第12条、第13条、第14条、第15条、第19条、第32条及び別表の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。</p>	<p>附 則（平成28年4月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号</p> <p>本学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条、第6条、第7条、第12条、第13条、第14条、第15条、第19条、第32条及び別表の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。</p>
<p>附 則（平成28年6月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号</p> <p>本学則は、平成28年6月1日から施行する。ただし、第17条、第38条の改正規定の適用に当たっては、施行日以前に在籍する者については、なお従前の規定による。</p>	<p>附 則（平成28年6月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号</p> <p>本学則は、平成28年6月1日から施行する。ただし、第17条、第38条の改正規定の適用に当たっては、施行日以前に在籍する者については、なお従前の規定による。</p>
<p>附 則（平成29年4月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号</p> <p>本学則は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成29年4月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号</p> <p>本学則は、平成29年4月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（平成30年4月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号 本学則は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成31年4月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号 本学則は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年4月1日第9138号） 改正 令和4年4月18日第03—421号 本学則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年12月2日第9389号） 改正 令和4年4月18日第03—421号 本学則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和4年4月18日第03—421号） 本学則は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和5年4月4日第04—319号） 本学則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>別表 研究分野（講座、教室、部門、領域名）一覧 別表第1 研究分野（講座・領域名）一覧</p>	<p>附 則（平成30年4月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号 本学則は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成31年4月1日） 改正 令和4年4月18日第03—421号 本学則は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年4月1日第9138号） 改正 令和4年4月18日第03—421号 本学則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年12月2日第9389号） 改正 令和4年4月18日第03—421号 本学則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和4年4月18日第03—421号） 本学則は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和5年4月4日第04—319号） 本学則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>別表 研究分野（講座、教室、部門、領域名）一覧 別表第1 研究分野（講座・領域名）一覧</p>

改正後			改正前		
医学研究科			医学研究科		
専攻	研究分野名		専攻	研究分野名	
医科学専攻 (修士課程)	先端医科学		医科学専攻 (修士課程)	先端医科学	
	ゲノム医科学			ゲノム医科学	
	医用工学			医用工学	
専攻	研究分野名	講座名	専攻	研究分野名	講座名
医学専攻 (博士課程)	機能形態学・再生生物学	解剖学	医学専攻 (博士課程)	機能形態学・再生生物学	解剖学
	認知脳科学	生理学		認知脳科学	生理学
	生体分子構造機能学	医化学		生体分子構造機能学	医化学
	分子薬理学・細胞外マトリックス医学	薬理学		分子薬理学・細胞外マトリックス医学	薬理学
	臨床病理学	病理学		臨床病理学	病理学
	ウイルス腫瘍学	微生物学		ウイルス腫瘍学	微生物学
	幹細胞再生医学	i P S ・ 幹細胞再生医学		幹細胞再生医学	i P S ・ 幹細胞再生医学
	イノベーション再生医学	i P S ・ 幹細胞再生医学		イノベーション再生医学	i P S ・ 幹細胞再生医学
	脳発生・形成学	i P S ・ 幹細胞応用医学		脳発生・形成学	i P S ・ 幹細胞応用医学
	公衆衛生学・国際保健学	衛生・公衆衛生学		公衆衛生学・国際保健学	衛生・公衆衛生学
分子細胞生物学	衛生・公衆衛生学	分子細胞生物学	衛生・公衆衛生学		

改正後		改正前	
疫学・予防医学	衛生・公衆衛生学	疫学・予防医学	衛生・公衆衛生学
法医学	法医学	法医学	法医学
分子免疫学	附属生命医学研究所分子遺伝学部門	分子免疫学	附属生命医学研究所分子遺伝学部門
細胞情報学	附属生命医学研究所生体情報部門	細胞情報学	附属生命医学研究所生体情報部門
実験動物医学	附属生命医学研究所モデル動物部門	実験動物医学	附属生命医学研究所モデル動物部門
神経機能学	附属生命医学研究所神経機能部門	神経機能学	附属生命医学研究所神経機能部門
ゲノム医学	附属生命医学研究所ゲノム解析部門	ゲノム医学	附属生命医学研究所ゲノム解析部門
ゲノム工学	附属生命医学研究所ゲノム編集部門	ゲノム工学	附属生命医学研究所ゲノム編集部門
がん生物学	附属生命医学研究所がん生物学部門	がん生物学	附属生命医学研究所がん生物学部門
光免疫治療学	附属光免疫医学研究所基盤開発部門	光免疫治療学	附属光免疫医学研究所基盤開発部門
血液・呼吸器・膠原病・感染症内科学	内科学第一	血液・呼吸器・膠原病・感染症内科学	内科学第一
循環器・腎・内分泌代謝内科学	内科学第二	循環器・腎・内分泌代謝内科学	内科学第二
内分泌代謝病学	内科学第二	内分泌代謝病学	内科学第二
臨床不整脈学	内科学第二	臨床不整脈学	内科学第二

改正後		改正前	
消化器内科学	内科学第三	消化器内科学	内科学第三
呼吸器腫瘍内科学	呼吸器腫瘍内科学	呼吸器腫瘍内科学	呼吸器腫瘍内科学
心身医学	心療内科学	心身医学	心療内科学
臨床神経学	神経内科学	臨床神経学	神経内科学
精神神経科学	精神神経科学	精神神経科学	精神神経科学
発達小児科学	小児科学	発達小児科学	小児科学
外科学	外科学	外科学	外科学
肝臓外科学	外科学	肝臓外科学	外科学
胆膵外科学	外科学	胆膵外科学	外科学
乳腺外科学	外科学	乳腺外科学	外科学
小児外科学	外科学	小児外科学	外科学
心臓血管外科学	心臓血管外科学	心臓血管外科学	心臓血管外科学
血管外科学	心臓血管外科学	血管外科学	心臓血管外科学
呼吸器外科学	呼吸器外科学	呼吸器外科学	呼吸器外科学
脳神経病態治療学	脳神経外科学	脳神経病態治療学	脳神経外科学
整形外科学	整形外科学	整形外科学	整形外科学
リハビリテーション医学	リハビリテーション医学	リハビリテーション医学	リハビリテーション医学
形成外科学	形成外科学	形成外科学	形成外科学
皮膚科学	皮膚科学	皮膚科学	皮膚科学
腎泌尿器外科学	腎泌尿器外科学	腎泌尿器外科学	腎泌尿器外科学
眼視覚学	眼科学	眼視覚学	眼科学
耳鼻咽喉科・頭頸部外	耳鼻咽喉科・頭頸部外	耳鼻咽喉科・頭頸部外	耳鼻咽喉科・頭頸部外

改正後			改正前		
	科学	科学		科学	科学
	放射線科学	放射線科学		放射線科学	放射線科学
	産科学・婦人科学	産科学・婦人科学		産科学・婦人科学	産科学・婦人科学
	麻酔科学	麻酔科学		麻酔科学	麻酔科学
	麻酔薬理学	麻酔科学		麻酔薬理学	麻酔科学
	救急・災害医学	救急医学		救急・災害医学	救急医学
	歯科口腔外科学	附属病院歯科・口腔外科・口腔ケアセンター		歯科口腔外科学	附属病院歯科・口腔外科・口腔ケアセンター
	臨床検査医学	附属病院臨床検査医学センター		臨床検査医学	附属病院臨床検査医学センター
	健康科学	附属病院健康科学センター		健康科学	附属病院健康科学センター
	数理解析学	数学		数理解析学	数学
	細胞生物学	生物学		細胞生物学	生物学
	医学英語教育学	英語		医学英語教育学	英語
	医療情報学	大学情報センター		医療情報学	大学情報センター
	医療行動科学	心理学		医療行動科学	心理学
	医学教育学	教育センター		医学教育学	教育センター

看護学研究科

専攻	研究分野名	領域名
看護学専攻 (博士前期 課程)	基盤看護	基礎看護学
		看護学教育
		国際看護学

看護学研究科

専攻	研究分野名	領域名
看護学専攻 (博士前期 課程)	基盤看護	基礎看護学
		看護学教育
		国際看護学

改正後			改正前		
	広域看護	地域看護学	広域看護	地域看護学	
		在宅看護学		在宅看護学	
		精神看護学		精神看護学	
	生涯発達看護	こども看護学	生涯発達看護	こども看護学	
		母性看護学		母性看護学	
		老年看護学		老年看護学	
	治療看護	慢性疾患看護学	治療看護	慢性疾患看護学	
		がん看護学		がん看護学	
		クリティカルケア看護学		クリティカルケア看護学	
専攻	研究分野名		専攻	研究分野名	
看護学専攻 (博士後期 課程)	基盤看護		看護学専攻 (博士後期 課程)	基盤看護	
	広域看護			広域看護	
	生涯発達看護			生涯発達看護	
	治療看護			治療看護	
生涯健康科学研究科					
専攻	研究分野名		専攻	研究分野名	
生涯健康科 学専攻 (修士課 程)	生体機能解析学		生涯健康科 学専攻 (修士課 程)	生体機能解析学	
	健康支援開発学			健康支援開発学	
	こどもとおとなの神経科学			こどもとおとなの神経科学	
	こどもとおとなの生活科学			こどもとおとなの生活科学	

改正後

別表第2

医学研究科修士課程

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金	200,000円	—	—
授業料	400,000円	200,000円	200,000円

医学研究科博士課程

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金	200,000円	—	—
授業料	500,000円	250,000円	250,000円

看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金	200,000円	—	—
授業料	500,000円	250,000円	250,000円
施設拡充費	100,000円	50,000円	50,000円

生涯健康科学研究科修士課程

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金	200,000円	—	—
授業料	400,000円	200,000円	200,000円

(注)

前期納入期限 4月末日

後期納入期限 10月末日

改正前

別表第2

医学研究科修士課程

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金	200,000円	—	—
授業料	400,000円	200,000円	200,000円

医学研究科博士課程

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金	200,000円	—	—
授業料	500,000円	250,000円	250,000円

看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金	200,000円	—	—
授業料	500,000円	250,000円	250,000円
施設拡充費	100,000円	50,000円	50,000円

(注)

前期納入期限 4月末日

後期納入期限 10月末日

○関西医科大学学則

令和3年12月2日第9395号

改正

令和3年12月9日第9579号
令和4年5月20日第04—48号
令和4年6月8日第04—60号
令和4年6月27日第04—73号
令和4年7月8日第04—84号
令和5年3月6日第04—281号
令和5年3月22日第04—285号
令和5年12月4日第05—323号

関西医科大学学則

第1章 目的及び使命

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、特に私学の本領を發揮しつつ、医学、看護学及びリハビリテーション学の理論と實際を教授し、研究することを目的とする。これによって独自の知性と豊かな人間性を備え、社会に貢献し得る医療人を育成するとともに、深く医学、看護学及びリハビリテーション学を研究し、広く文化の発展と公共の健康・福祉に寄与することを使命とする。

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究及びこれに関連する活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行う評価体制及び評価項目は、別に定める。

第2章 組織、修業年限及び在学年限

第3条 本学に次の学部及び学科をおく。

医学部 医学科

看護学部 看護学科

リハビリテーション学部 理学療法学科
作業療法学科

第4条 医学部の修業年限は6年とする。

2 看護学部の修業年限は4年とする。

3 リハビリテーション学部の修業年限は4年とする。

第5条 医学部の在学年限は、通算10年を超えることはできず、かつ同一学年の在学年限は2年とする。ただし、同一学年の在学年限は、学長が特別の事由があると認めた場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

2 看護学部の在学年限は8年以内とする。

3 リハビリテーション学部の在学年限は8年以内とする。

第3章 学年、学期及び休業日

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を次の学期に分ける。

医学部第1・2・3・4・5・6学年においては

1学期 4月1日から8月31日に至る。

2学期 9月1日から12月31日に至る。

3学期 翌年1月1日から3月31日に至る。

看護学部第1・2・3・4学年においては

1学期 4月1日から8月31日に至る。

2学期 9月1日から11月30日に至る。

3学期 12月1日から翌年3月31日に至る。

リハビリテーション学部第1・2・3・4学年においては

前期 4月1日から9月30日に至る。

後期 10月1日から翌年3月31日に至る。

第8条 定期休業日を次のとおり定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 本大学創立記念日（6月30日）
- (4) 毎月の第2・4土曜日
- (5) 春季休業

医学部及び看護学部においては、3月21日から4月10日に至る。リハビリテーション学部においては、2月15日から3月31日に至る。

- (6) 夏季休業

医学部及び看護学部においては、7月21日から8月31日に至る。リハビリテーション学部においては、8月15日から9月30日に至る。

- (7) 冬季休業

医学部及び看護学部においては、12月25日から翌年1月7日に至る。リハビリテーション学部においては、12月27日から1月5日に至る。

ただし、休業日においても、特に授業あるいは試験を行うことがある。また春、夏、冬季の休業日の期日を変更することがある。

- 2 前項第2号または第3号に定める休業日が、同項第1号に定める休日に当たるときは、その翌日を休業日とする。

第4章 教育課程、授業科目及び履修方法等

第9条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第10条 本学において教授する科目及び単位数は別表第1、別表第2、及び別表第3のとおりとする。

第11条 授業は、講義、演習、実習のいずれかにより、またはこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 授業科目の単位は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）により、原則として授業時間内での学修とそれ以外での自主的な学修とを合わせて45時間の学修内容をもって1単位とし、各授業の方法に応じ次の各号の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- (3) 講義、演習または実習のうち二以上の方法により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮した授業時間をもって1単位とする。

第12条 本学における教室、講座及び領域は、別表第4のとおりとする。

第5章 学科課程の修了認定

第13条 授業科目履修修了の認定は試験その他によって行う。

第14条 履修修了認定に関する細則は別に定める。

第15条 進級の認定については、学年末または大学が定めた時期に、当該学部長が第58条に定める当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

第6章 卒業及び学位

第16条 医学部においては6年以上在学し、第14条及び別表第1に定めるすべての授業科目に合格した者について、当該学部長は当該教授会の議を経て学長へ報告し、学長が卒業を認定した上、学士（医学）の学位を授与する。

- 2 看護学部においては4年以上在学し、第14条及び別表第2に定めるすべての授業科目に合格した者について、当該学部長は当該教授会の議を経て学長へ報告し、学長が卒業を認定した上、学士（看護学）の学位を授与する。

- 3 リハビリテーション学部においては4年以上在学し、第14条及び別表第3に定めるすべての授業科目に合格した者について、当該学部長は当該教授会の議を経て学長へ報告し、学長が卒業を認定した上、理学療法学科 学士（理学療法学）、作業療法学科 学士（作業療法学）の学位を授与する。

第7章 入学

第17条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学はこの限りではない。

第18条 本学の入学資格は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - ② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
 - ④ 文部科学大臣が指定した者
 - ⑤ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - ⑥ 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者で18歳に達した者

第19条 入学は前条の資格のある者について、厳正な銓衡を行った上、学長がこれを許可する。

第20条 入学志願者は入学志願票に、所定の書類及び別に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

第21条 入学を許可された者は、保証人連署の誓約書及び所定の書類を提出しなければならない。

第22条 保証人は、独立の生計を営む成年者2名とし、うち1名は、父母又はこれに代わる保護者としなければならない。

2 前項の保証人が遠隔の地に居住しているときは、他の保証人は、原則として大阪府または近隣府県に住所を有する独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 保証人は、学生在学中に係る一切の事項についてその責任を負うものとする。

第23条 保証人を変更する必要が生じた時は、速やかにその旨を届け出なければならない。

第24条 学生及び保証人が氏名、本籍（本人のみ）、住所等を変更した時は、直ちに届け出ねばならない。

第8章 欠席、休学、退学及び転学

第25条 疾病または事故などのため欠席する場合は、必ずその事由を届け出なければならない。疾病のために欠席7日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第26条 疾病または事故などやむを得ない事由で3カ月以上修学を中止しようとする場合は、期間を定め、事由を証明する書類を添え、保護者連署で、休学を願い出なければならない。

第27条 休学期間は引き続き1年を超えることはできない。ただし、学長が特別の事由があると認めた場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算2年を超えることができない。ただし、学長が特別の事由があると認めた場合は、原則1年を限度としてその期間を延長することができる。

3 休学の期間は、在学年限に算入しない。

第28条 本学が、疾病のため一定期間休養が必要であると認めた学生及び伝染性疾患のため他の学生に迷惑を及ぼす虞れがあると認めた学生に対しては、休学を命ずることがある。

第29条 休学期間内にその事由が終わったときは、復学を願い出て許可を得なければならない。ただし、疾病による休学者は医師の証明書の添付を必要とする。

第30条 疾病その他の事由で退学しようとする学生は、保護者連署で願い出て、学長の許可を受けなければならない。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第31条 退学した者が再入学を願い出た時は、その理由、在学中の成績及び勤情を銓衡して、原学年以下に再入学を許可することがある。

第32条 他の大学から本学に、転学を願い出た者がある時は、別に定める規定により、学長がこれを許可することがある。

第33条 本学から他の大学へ、転学を願い出た者がある時は、別に定める規定により、学長がこれを許可することがある。

第9章 賞罰及び除籍

第34条 成績優秀、操行善良で、他の模範であると認められた者は、これを褒賞することがある。

第35条 学生が本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した行為を行った時は、当該学部長が当該教授会の議を経て学長へ報告し、学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告・停学・退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 前々項の規定により停学となった者の当該停学期間は、第5条に定める在学年限に算入する。

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該学部長が当該教授会の議を経て学長へ報告し、学長が除籍する。

(1) 正当な理由がなく授業料等規定の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第5条に定める在学年限をこえた者

(3) 第27条に定める休学期間をこえた者

第10章 授業料その他の納入金

第37条 授業料・実験実習費及び施設設備費の金額並びに納入期は別表第5のとおりとする。

第38条 入学金及びその他の納入金の金額並びに納入期は別表第6のとおりとする。

第39条 授業料その他の納入金は、経済状況の変化により、その金額を変更することがある。また一旦納入した納入金は別に定めのある場合のほかは還付しない。

第11章 収容定員

第40条 本学学部における入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

医学部医学科 入学定員 収容定員

* 別表第7に定める

看護学部看護学科 入学定員 100名 収容定員 400名

リハビリテーション学部

理学療法学科 入学定員 60名 収容定員 240名

作業療法学科 入学定員 40名 収容定員 160名

第12章 委託生、聴講生及び外国人学生

第41条 本学に委託生を託された場合は、その学歴を銜衡してこれを許可することがある。

第42条 1科目または数科目の聴講生を許可することがある。

第43条 外国人学生を入学せしめることがある。外国人学生には特に規定ある場合の外は、一般規定を準用する。

第13章 公開講座

第44条 本学に公開講座を設けることがある。

第14章 学生の補導及び厚生

第45条 本学に補導厚生保健施設をおく。その規定は別に定める。

第15章 学生心得

第46条 学生心得は別にこれを定める。

第16章 職員組織

第47条 本学に学長をおく。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 学長選考規程は別に定める。

第48条 本学に副学長をおく。

2 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

3 副学長に関する規程は別に定める。

第49条 医学部に学部長をおく。医学部長選考規程は別に定める。

2 医学部長は、学長の命を受けて当該学部に関する校務をつかさどる。

3 看護学部に学部長をおく。看護学部長選考規程は別に定める。

- 4 看護学部長は、学長の命を受けて当該学部に関する校務をつかさどる。
- 5 リハビリテーション学部に学部長をおく。リハビリテーション学部長選考規程は別に定める。
- 6 リハビリテーション学部長は、学長の命を受けて当該学部に関する校務をつかさどる。

第50条 本学に学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する教授、准教授、講師、助教をおく。また、教育、研究の円滑な実施に必要な業務に従事する助手をおく。これらの定員及び資格については別にこれを定める。

第51条 本学の事務を処理するため事務職員をおく。

第52条 本学の教職員を、専任及び兼任に区別し、その勤務規定は別にこれを定める。

第17章 大学院

第53条 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院学則は、別に定める。

第18章 附属施設

第54条 本学に附属病院を設ける。その規定は別に定める。

第55条 本学に附属生命医学研究所を設ける。その規定は別に定める。

第56条 本学に附属図書館を設ける。その規定は別に定める。

第57条 本学に附属光免疫医学研究所を設ける。その規定は別に定める。

第19章 教授会

第58条 医学部、看護学部及びリハビリテーション学部にそれぞれ教授を以って組織する教授会をおく。

第59条 教授会は学長がこれを招集、出席し、各学部の学部長が議長となる。

第60条 教授会は下記の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 学長候補推挙に関する事項
- (2) 本学学則制定及び改廃に関する事項
- (3) 学科課程その他授業に関する事項
- (4) 入学及び進級並びに卒業に関する事項
- (5) 学位の授与
- (6) 教育及び研究に関する事項
- (7) 教授、准教授、その他教職員の選考に関する事項
- (8) 学生の補導及び厚生に関する事項
- (9) 大学諮問会議に附議すべき議題の作成並びに決定事項の実施に関する事項
- (10) 前各号に定める事項のほか、学長の諮問する事項

第61条 教授会は前条に定めるもののほか、学長及び学部長の求めに応じ、学長等がつかさどる校務に関する事項について審議または協議し、意見を述べるものとする。

第62条 教授会規程は別に定める。

第20章 大学諮問会議

第63条 本学の医学部、看護学部及びリハビリテーション学部に共通する事項を審議または協議するために、大学諮問会議をおく。

- 2 大学諮問会議の組織・運営等に関する事項は、別に定める。

第21章 学則の改廃

第64条 学則の改廃は、各学部学部長が各学部教授会の議を経て学長へ報告し、学長が決定した内容に基づいて、理事会が行う。

附 則

本学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第7の規定にかかわらず、令和3年度から令和8年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、別表第8のとおりとする。

附 則（令和3年12月9日第9579号）

本学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月20日第04—48号）

本学則は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、改正後の別表第7の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、別表第8のとおりとする。

附 則（令和4年6月8日第04—60号）

本学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第5及び別表第6の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則（令和4年6月27日第04—73号）

本学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月8日第04—84号）

本学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月6日第04—281号）

1 本学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第7の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、別表第8のとおりとする。

附 則（令和5年3月22日第04—285号）

本学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月4日第05—323号）

1 本学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第7の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、別表第8のとおりとする。

別表第1 医学部単位表

科目区分	科目名	受講学年及び単位数							必修・選択の別
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	計	
ユニット	生体の構造と機能	A 1	6					6	必修
		B 1	2					2	必修
		B 2		2				2	必修
		C 2		8				8	必修
		P 1 a	1					1	必修
		P 1 b	4					4	必修
		P 2 a		2				2	必修
		P 2 b		4				4	必修
		P 2 c		1				1	必修
		P 2 d		2				2	必修
	理工学からみた医療・医学	A 1	3					3	必修
		B 3			1.5			1.5	必修
		P 1	1					1	必修
	人間と社会	A 1	4					4	必修
		A 2		1				1	必修
		A 4				7.5		7.5	必修
		P 1 a	1					1	必修
		P 1 b	1					1	必修
		P 4				1		1	必修
	医療プロフェッショナルの実践	A 1	2					2	必修
		A 2		1				1	必修
		A 4				1		1	必修
	医学英語	A 1	6					6	必修
A 2			2				2	必修	
健康科学	A 1	3					3	必修	
リベラルア	A 1	2					2	セミナーサブ	

	一ツセミナー								ユニットより 2科目以上を 選択必修
	臨床実習入 門	P 1 a	0.5					0.5	必修
		P 1 b	0.5					0.5	必修
		P 2		0.5				0.5	必修
		P 3			0.5			0.5	必修
		P 4 a				2.5		2.5	必修
		P 4 b				1		1	必修
		P 4 c				2		2	必修
	L P B L	A 1	2					2	必修
		A 2		2				2	必修
		A 3			2			2	必修
		A 4				2		2	必修
	病因と病態	A 2		3				3	必修
	感染と生体 防御	A 2		7				7	必修
		P 2		1				1	必修
	リサーチマ インドの実 践	A 1	(1)					(1)	選択必修
		A 2		1				1	必修
		P 3			3			3	必修
	地域医療の 実践	A 1	(1)					(1)	選択必修
		A 2		1				1	必修
		A 3			1			1	必修
		P 4				1		1	必修
臓器 別系 統別 コー ス	内科総論				2			2	必修
	外科総論				3			3	必修
	放射線診断学				2			2	必修
	呼吸器				3			3	必修
	感染症				3			3	必修
	循環器				5			5	必修
	腎尿路				3			3	必修
	消化器				6			6	必修
	血液・移植				3			3	必修
	臨床腫瘍学				2			2	必修
	神経				5			5	必修
	免疫・膠原病・アレ ルギー				4			4	必修
	内分泌・代謝				4			4	必修
	臓器再建外科・再生 医療				2			2	必修
	運動器				3			3	必修
	リハビリテーショ ン・地域包括医療				2			2	必修
	救急・中毒				3			3	必修
	麻酔・集中治療					3		3	必修

	眼・視覚				3		3	必修
	耳鼻咽喉・頭頸部外科				3		3	必修
	皮膚				3		3	必修
	精神・行動				4		4	必修
	全人的医療・行動科学				4		4	必修
	周産期・生殖器				4		4	必修
	小児の成長・発達				4		4	必修
臨床 実習	内科学(1)					1.5	1.5	必修
	内科学(2)					1.5	1.5	必修
	内科学(3)					1.5	1.5	必修
	心療内科学					1	1	必修
	神経内科学					1	1	必修
	精神神経科学					2	2	必修
	小児科学					2	2	必修
	外科学					2	2	必修
	心臓血管外科学					1	1	必修
	呼吸器外科学					1	1	必修
	脳神経外科学					1	1	必修
	整形外科学					1	1	必修
	リハビリテーション医学					1	1	必修
	形成外科学					1	1	必修
	皮膚科学					1	1	必修
	腎泌尿器外科学					1	1	必修
	眼科学					1	1	必修
	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学					1	1	必修
	放射線科学					1	1	必修
	産科学・婦人科学					2	2	必修
	麻酔科学					1	1	必修
	臨床病理学					1	1	必修
	救急医学					1	1	必修
選択制臨床実習						18	18	選択必修
自由選択制臨床実習						6	6	選択必修 (6単位修得)
まとめの講義						6.5	6.5	必修
合計	41	38.5	63	47	28.5	30.5	248.5	

別表第2 看護学部単位数

科目名	単位数	必修・選択の別
英語Ⅰ	2	
英語Ⅱ	2	
英語Ⅲ	2	選択
中国語	2	3科目より1科目選択必修
韓国語	2	

フランス語	2	
芸術論	2	選択
哲学	2	選択
表現とコミュニケーション	2	選択
倫理学	2	
グローバルコミュニケーション	2	選択
健康と運動	2	2科目より1科目選択必修
生活と環境	2	
心理学	2	選択
教育学	2	選択
法学	2	選択
経済学	2	選択
生物	2	3科目より1科目選択必修
化学	2	
物理	2	
人体のしくみ	2	
人体の機能	2	
病態生理学／機能障害Ⅰ	3	
病態生理学／機能障害Ⅱ	2	
公衆衛生学	2	
疾病論	2	
診断治療論	2	
薬理学	2	
情報処理技術	1	
情報活用論	1	
家族社会学	2	選択
こころの健康	2	選択
障がい論	1	
社会福祉・社会保障論	2	
保健統計学	2	
疫学	1	
保健行政論	2	
看護概論	1	
医療人ガイダンス	2	
基礎ゼミ	2	
生活者について学ぶ	2	
生活者援助論	2	
ヘルスアセスメント	2	
生活機能学	2	
看護と倫理	1	
看護ヘルスアセスメント実習	2	
看護システム論	2	
グローバルヘルスと国際看護	2	
地域生活看護学	2	
地域生活援助論	2	
地域生活援助論演習	2	

地域生活援助論実習Ⅰ	1	
地域生活援助論実習Ⅱ	2	
在宅生活看護学	1	
在宅生活援助論	2	
在宅生活援助論演習	1	
在宅生活援助論実習Ⅰ	1	
在宅生活援助論実習Ⅱ	1	
精神看護学	1	
精神看護論	2	
精神看護論演習	1	
精神看護論実習	2	
こども生活看護学	1	
こども生活援助論	2	
こども生活援助論演習	1	
こども生活援助論実習	2	
成人生活援助論	2	
成人生活援助論演習	1	
成人治療看護論	2	
成人治療看護論演習	1	
老年生活看護学	1	
老年生活援助論	2	
老年生活援助論演習	1	
成人老年生活援助論実習	2	
成人老年治療看護論実習	2	
母性看護学	1	
母性看護論	2	
母性看護論演習	1	
母性看護論実習	2	
感染看護論	1	
看護教育論	2	
災害看護論	2	
看護政策論	1	
看護研究Ⅰ	1	
看護研究Ⅱ	3	
地元創成看護論実習Ⅰ	1	
地元創成看護論実習Ⅱ	1	
地元創成看護論実習Ⅲ	1	
地元創成看護論実習Ⅳ	2	
統合実習	2	
卒前インターンシップ	1	
助産概論	1	
助産診断・技術論	3	
助産診断・技術論演習	2	
地域母子保健論	1	
助産管理	2	

助産実習Ⅰ	2	
助産実習Ⅱ	8	
計98科目	計174単位	計130単位 (助産師コース選択のものは計149単位)

別表第3 リハビリテーション学部単位数
理学療法学科

科目名	単位数	必修・選択・自由の別
物理	1	
生物	1	選択科目（2科目のうち1科目を履修）
化学	1	
基礎ゼミ	1	
心理学	1	
倫理学	1	
中国語	1	選択科目（3科目のうち1科目を履修）
韓国語	1	
フランス語	1	
基礎英語	1	
コミュニケーション論	1	
グローバルコミュニケーション	1	
統計学	1	
情報処理技術	1	
認知科学	1	自由科目
研究方法論	1	
健康科学	1	
教育学	1	
哲学	1	選択科目（3科目のうち1科目を履修）
社会学	1	
医療経済学	1	
医学英語	1	
解剖学Ⅰ	2	
解剖学Ⅱ	2	
生理学Ⅰ	2	
生理学Ⅱ	2	
人間発達学	2	
生理学実習	2	
運動学Ⅰ	2	
運動学Ⅱ	2	
臨床心理学	1	
臨床神経学Ⅰ	1	
臨床神経学Ⅱ	1	
小児科学	1	
内科学Ⅰ	1	
内科学Ⅱ	1	
整形外科Ⅰ	1	
整形外科Ⅱ	1	

画像診断解析学	1	
精神医学	1	
リハビリテーション概論	1	
医療専門職総論	1	
がんリハビリテーション学	1	
チーム医療演習	1	
運動学実習	1	
公衆衛生学	1	
臨床栄養学	1	
病理学	1	
老年医学	1	
救急医学	1	
臨床薬学	1	
先端リハビリテーション医学	1	
国際保健	1	
医療福祉連携論	1	
リハビリテーション医学	1	
国際リハビリテーション学	1	
理学療法概論	1	
作業療法概論	1	自由科目
理学療法研究論	1	
先端研究演習Ⅰ	1	
先端研究演習Ⅱ	1	
理学療法総合演習	2	
卒業研究	1	
認知症に対する作業療法	1	自由科目
スポーツと作業療法	1	自由科目
神経発達症と作業療法	1	自由科目
緩和ケアにおけるリハビリテーション	1	自由科目
理学療法評価学	2	
理学療法評価学演習Ⅰ	2	
理学療法評価学演習Ⅱ	1	
画像評価学演習	1	
身体機能解析学演習	1	
理学療法管理学	2	
日常生活活動学	2	
日常生活活動学演習	1	
運動療法学	2	
呼吸循環代謝理学療法学	2	
運動器理学療法学	2	
小児理学療法学	2	
リハビリテーション工学	1	
物理療法学	1	
物理療法学演習	1	
リハビリテーション工学演習	1	

義肢装具学	1	
義肢装具学演習	1	
呼吸循環代謝理学療法学演習	1	
運動器理学療法学演習	1	
神経理学療法学	3	
神経理学療法学演習	1	
スポーツリハビリテーション学	1	
アシスティブテクノロジー学	1	自由科目
地域理学療法学	1	
地域理学療法学演習	1	
高齢者理学療法学	2	
理学療法特論	1	
臨床見学実習	1	
臨床地域リハビリテーション実習	1	
臨床評価実習	4	
総合臨床実習Ⅰ	7	
総合臨床実習Ⅱ	8	
計102科目	計136単位	計124単位

作業療法学科

科目名	単位数	必修・選択・自由の別
生物	1	
物理	1	選択科目（2科目のうち1科目を履修）
化学	1	
基礎ゼミ	1	
心理学	1	
倫理学	1	
基礎英語	1	
コミュニケーション論	1	
中国語	1	選択科目（3科目のうち1科目を履修）
韓国語	1	
フランス語	1	
グローバルコミュニケーション	1	
統計学	1	
情報処理技術	1	
認知科学	1	
研究方法論	1	
健康科学	1	
教育学	1	
哲学	1	選択科目（3科目のうち1科目を履修）
社会学	1	
医療経済学	1	
医学英語	1	
解剖学Ⅰ	2	
解剖学Ⅱ	2	
生理学Ⅰ	2	

生理学Ⅱ	2	
人間発達学	2	
生理学実習	2	
運動学Ⅰ	2	
運動学Ⅱ	2	
臨床神経学Ⅰ	1	
臨床神経学Ⅱ	1	
小児科学	1	
内科学Ⅰ	1	
内科学Ⅱ	1	
整形外科Ⅰ	1	
整形外科Ⅱ	1	
画像診断解析学	1	
精神医学	1	
リハビリテーション概論	1	
医療専門職総論	1	
がんリハビリテーション学	1	
チーム医療演習	1	
臨床心理学	1	
運動学実習	1	
公衆衛生学	1	
臨床栄養学	1	
病理学	1	
老年医学	1	
救急医学	1	
臨床薬学	1	
先端リハビリテーション医学	1	
国際保健	1	
医療福祉連携論	1	
リハビリテーション医学	1	
国際リハビリテーション学	1	
作業療法概論	1	
理学療法概論	1	自由科目
基礎作業学	1	
作業療法評価学概論	1	
作業療法研究論	1	
基礎作業学実習Ⅰ	2	
基礎作業学実習Ⅱ	2	
作業療法研究演習Ⅰ	1	
作業療法研究演習Ⅱ	1	
作業療法管理運営学Ⅰ	1	
作業療法管理運営学Ⅱ	1	
作業療法総合演習	1	
卒業研究	1	
認知症に対する作業療法	1	自由科目

神経発達症と作業療法	1	自由科目
スポーツと作業療法	1	自由科目
緩和ケアにおけるリハビリテーション	1	自由科目
身体障害系作業療法評価学・演習	2	
精神障害作業療法評価学・演習	2	
発達障害作業療法評価学・演習	2	
画像評価学演習	1	
高次脳機能障害作業療法評価学・演習	1	
日常生活活動学	2	
日常生活活動学演習	1	
リハビリテーション工学	1	
義肢装具学	1	
アシスティブテクノロジー学	1	
スポーツリハビリテーション学	1	自由科目
発達障害作業療法治療学	2	
身体障害系作業療法治療学	2	
精神障害作業療法治療学	2	
精神障害作業療法演習	1	
高次脳機能障害作業療法演習	1	
身体障害系作業療法演習	1	
発達障害作業療法演習	1	
高齢期・内部障害作業療法学	2	
運動器疾患作業療法演習	1	
住環境学	1	
就労・就学支援論	1	選択科目（2科目のうち1科目を履修）
在宅支援論	1	
地域作業療法学	2	
臨床見学実習	1	
臨床評価実習	3	
臨床地域リハビリテーション実習	1	
総合臨床実習Ⅰ	9	
総合臨床実習Ⅱ	9	
理学療法特論	1	自由科目
計104科目	計140単位	計127単位

別表第4

教室、講座及び領域

教室	数学、物理学、生物学、心理学、英語
講座	解剖学講座、生理学講座、医化学講座、薬理学講座、病理学講座、微生物学講座、iPS・幹細胞再生医学講座、iPS・幹細胞応用医学講座、衛生・公衆衛生学講座、法医学講座、内科学第一講座、内科学第二講座、内科学第三講座、呼吸器腫瘍内科学講座、心療内科学講座、神経内科学講座、精神神経科学講座、小児科学講座、外科学講座、心臓血管外科学講座、呼吸器外科学講座、脳神経外科学講座、整形外科科学講座、リハビリテーション医学講座、形成外科学講座、皮膚科学講座、腎泌尿器外科学講座、眼科学講座、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座、放射線科学講座、産科学・婦人科学講座、麻酔科学講座、救急医学講座

領域	基礎看護学領域、看護学教育領域、国際看護学領域、こども看護学領域、母性（助産）看護学領域、老年看護学領域、慢性疾患看護学領域、がん看護学領域、クリティカルケア看護学領域、精神看護学領域、在宅看護学領域、地域看護学領域
----	--

別表第5

授業料、実験実習費及び施設整備費
医学部

名称	金額（年額）	前期	後期
授業料	1,600,000円	800,000円	800,000円
実験実習費（入学年度）	100,000円	50,000円	50,000円
実験実習費（次年度以降）	420,000円	210,000円	210,000円
施設設備費（入学年度）	100,000円	50,000円	50,000円
施設設備費（次年度以降）	1,100,000円	550,000円	550,000円

看護学部

名称	金額（年額）	前期	後期
授業料	1,100,000円	550,000円	550,000円
実験実習費（入学年度）	150,000円	75,000円	75,000円
実験実習費（次年度以降）	250,000円	125,000円	125,000円

リハビリテーション学部

名称	金額（年額）	前期	後期
授業料	1,000,000円	500,000円	500,000円
実験実習費（入学年度）	60,000円	30,000円	30,000円
実験実習費（次年度以降）	60,000円	30,000円	30,000円

（注）

前期納入期限 4月末日

後期納入期限 10月末日

別表第6

入学金及びその他の納入金
医学部

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金（入学時）	1,000,000円	—	—
教育充実費（入学年度）	100,000円	50,000円	50,000円
教育充実費（次学年度以降）	500,000円	250,000円	250,000円

看護学部

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金（入学時）	100,000円	—	—
教育充実費（入学年度）	300,000円	150,000円	150,000円
教育充実費（次学年度以降）	300,000円	150,000円	150,000円

リハビリテーション学部

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金（入学時）	300,000円	—	—
教育充実費（入学年度）	400,000円	200,000円	200,000円
教育充実費（次学年度以降）	400,000円	200,000円	200,000円

（注）

前期納入期限 4月末日

後期納入期限 10月末日

別表第7

学部	入学定員	収容定員
----	------	------

医学部	110	660
-----	-----	-----

別表第8

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
入学定員	127	110	110	110	110	110
収容定員	752	740	728	711	694	677

関西医科大学大学院生涯健康科学研究科委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第11条2項の規定に基づき、関西医科大学大学院生涯健康科学研究科（以下「生涯健康科学研究科」という。）の学事管理を行う生涯健康科学研究科委員会の運営等に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 生涯健康科学研究科委員会は、生涯健康科学研究科の指導教授をもって組織する。

2 学長が必要と認めるときは、生涯健康科学研究科委員会に本学の他の教職員を出席させることができる。

(招集及び成立)

第3条 生涯健康科学研究科委員会は、学長が招集、出席し、生涯健康科学研究科長（以下「研究科長」という。）が議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した委員が、その議長となる。

(開催)

第4条 生涯健康科学研究科委員会は必要に応じて、随時開会するものとする。

(定足数)

第5条 生涯健康科学研究科委員会は、学長を除く委員総数の3分の2以上の出席によって成立する。

2 出席者の定足数の算定にあたり、国外にある委員及び休職中の委員は、委員の定数に算入しない。

3 第2条第2項の規定により出席した教職員については、定数に加算しないと同時に、投票権の行使は認めない。

(審議事項)

第6条 生涯健康科学研究科委員会は、次の各号に掲げる事項を審議又は協議し、学長に対して意見を述べるものとする。

(1) 研究科長の選考に関する事項

(2) 大学院学則の制定及び改廃に関する事項

(3) 学生の休学及び除籍に関する事項

(4) 学生の表彰及び補導厚生並びに懲戒に関する事項

(5) 試験に関する事項

(6) 学位論文審査に関する事項

(7) 教育課程に関する事項

(8) 前各号に掲げる事項のほか、生涯健康科学研究科の教育研究に関する重要事項

2 生涯健康科学研究科委員会は前項に定めるもののほか、学長及び研究科長の求めに応じ、学長等がかさどる研究科の教育研究に関する事項について審議又は協議し、学長に対して意見を述べることができる。

(議決)

第7条 生涯健康科学研究科委員会の議事は、研究科長が出席者の過半数の賛成をもって生涯健康科学研究科委員会の意見とし学長へ報告し、学長が決定するものとする。ただし、学位論文の審査においては、出席者の3分の2以上の賛成を得ることを要する。

(専門委員会)

第8条 生涯健康科学研究科委員会は、必要に応じ専門委員会を設けることができる。

(担当部署)

第9条 生涯健康科学研究科委員会の議事録作成並びに運営に関する事務は、リハビリテーション学部事務部がこれを担当する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科長が生涯健康科学研究科委員会の議を経て学長へ報告し、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。